

第二期雫石町環境基本計画 《案》



令和 3 年 月
雫 石 町

はじめに

雫石町長 猿子 恵久



雫石町は、岩手山、駒ヶ岳の雄大・秀麗な山並みの景観と清らかに澄んだ雫石川などの大自然に囲まれた優れた自然環境に恵まれ、さらに、地域間でのまとまりも強く、民俗芸能の継承なども積極的に行われるなど、誇れる地域環境を育ててまいりました。

今日における環境問題は、*生活排水による水質汚濁、近隣騒音、野外焼却、廃棄物の不法投棄など、私たち一人ひとりの行動における小さな汚染が、地域に様々な影響を与えており、さらには*地球温暖化をはじめとする気候変動など、地球規模での環境問題へ広がることが懸念されております。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による*環境への負荷が大きく関わっており、その解決に向けては、一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動のあり方を見直していくことが必要であり、平成27年には国連サミットで採択されたSDGs（17の持続可能な開発目標）が掲げられ、地球という大きな視野で捉えた環境保全の理念と取り組みが必要となっております。

町では、平成19年6月に制定した「雫石町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、平成22年7月に計画期間を平成32年度までとする「雫石町環境基本計画」を策定し、その後平成27年には中間の見直しを行い、環境分野の取り組みを推進してまいりました。

今般、計画期間の終了にあたり、計画策定時からの環境分野全般を取り巻く情勢や進捗状況を踏まえて、みんなが望む環境像を『美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち』とし、その実現に向けて、「生活環境の保全」、「自然環境の保全と景観の保持」、「*循環型社会の構築」、「気候変動対策」、「環境保全への取り組み」の5つの基本目標を掲げ、計画の基本的な事項は継承した上で、「個別施策」や「環境指標と目標値」、また関係する事業内容や町民、事業者、町の取り組みについても見直しを行い、「第二期雫石町環境基本計画」を策定しました。

本町が目指すべき、みんなが望む環境像の実現に向け、町民、事業者、滞在者等の方々とともに雫石町の優れた環境を守り育て、循環型社会を構築し、地球にやさしい持続可能なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、雫石町環境審議会の各委員の皆様にご挨拶申し上げます。また、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました関係各位に心から感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、今後より一層のご理解並びにご協力と積極的な参画をお願いいたします。

第二期雫石町環境基本計画

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の目的	1
1 計画策定の目的	
2 計画策定における変更点	
第2節 計画策定の背景と概況	3
1 計画策定の背景	
2 環境に関する国内外の動向と国及び岩手県の計画	
3 町の概況	
第3節 計画の基本理念	8
第4節 計画の位置づけ	9
第5節 計画の主体と役割	10
第6節 計画の範囲	11
1 計画の範囲	
2 対象とする環境の範囲	
第7節 計画の期間	11
第2章 環境を取り巻く現状と課題	13
1 生活環境の保全	13
(1) きれいな水を守る	
(2) 良好な生活環境を守る	
(3) 安全な環境を守る	
2 自然環境の保全と景観の保持	18
(1) 生物多様性を守る	
(2) 森林・里山を守る	
(3) 水辺を守る	
(4) 農地を守る	
(5) 景観を守る	
3 循環型社会の構築	22
(1) ごみの発生を減らす・排出を抑制する	
(2) リユース・リサイクルを推進する	
(3) ごみの適正処理を推進する	
4 気候変動対策	27
(1) 地球温暖化を抑制する	
(2) 再生可能エネルギーの普及を促進する	
5 環境保全への取り組み	32
(1) 環境に関する意識・知識を高める	
(2) 環境情報を共有する	
(3) 環境保全のための仕組みをつくる	
第3章 みんなが望む環境像と実現するための考え方	35
第1節 みんなが望む環境像	35
第2節 施策の基本目標	36
基本目標1 健康で快適に暮らせるまちをめざして（生活環境の保全）	
基本目標2 自然を守り育てるまちをめざして（自然環境の保全と景観の保持）	
基本目標3 環境負荷の少ないまちをめざして（循環型社会の構築）	
基本目標4 地球にやさしい低炭素型のまちをめざして（気候変動対策）	
基本目標5 環境への意識の高いまちをめざして（環境保全への取り組み）	
第3節 施策の体系	37

第4章	みんなが望む環境実現のための施策	41
	基本目標1 健康で快適に暮らせるまちをめざして	41
	1-1 きれいな水を守る	
	1-2 良好な生活環境を守る	
	1-3 安全な環境を守る	
	基本目標2 自然を守り育てるまちをめざして	45
	2-1 生物多様性を守る	
	2-2 森林・里山を守る	
	2-3 水辺を守る	
	2-4 農地を守る	
	2-5 景観を守る	
	基本目標3 環境負荷の少ないまちをめざして	52
	3-1 ごみの発生を減らす・排出を抑制する	
	3-2 リユース・リサイクルを推進する	
	3-3 ごみの適正処理を推進する	
	基本目標4 地球にやさしい低炭素型のまちをめざして	58
	4-1 地球温暖化を抑制する	
	4-2 再生可能エネルギーの普及を促進する	
	基本目標5 環境への意識の高いまちをめざして	62
	5-1 環境に関する意識・知識を高める	
	5-2 環境情報を共有する	
	5-3 環境保全のための仕組みをつくる	

第5章	計画の推進	67
	第1節 推進体制	67
	1 町の推進体制	
	2 町民・事業者等の推進体制	
	3 環境審議会	
	4 近隣市町・県・国	
	5 その他の推進方策	
	第2節 進行管理	69
	1 計画策定【Plan】	
	2 計画実行【Do】	
	3 点検・評価【Check】	
	4 見直し・改善【Action】	

参考資料		71
	1 第二期雫石町環境基本計画基礎調査	71
	2 SDGs（持続可能な開発目標）について	79
	3 雫石町環境基本条例	81
	4 雫石町環境審議会委員名簿	87

巻末		89
	用語集	89

本文中の*印の用語は、用語集に掲載しています。

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

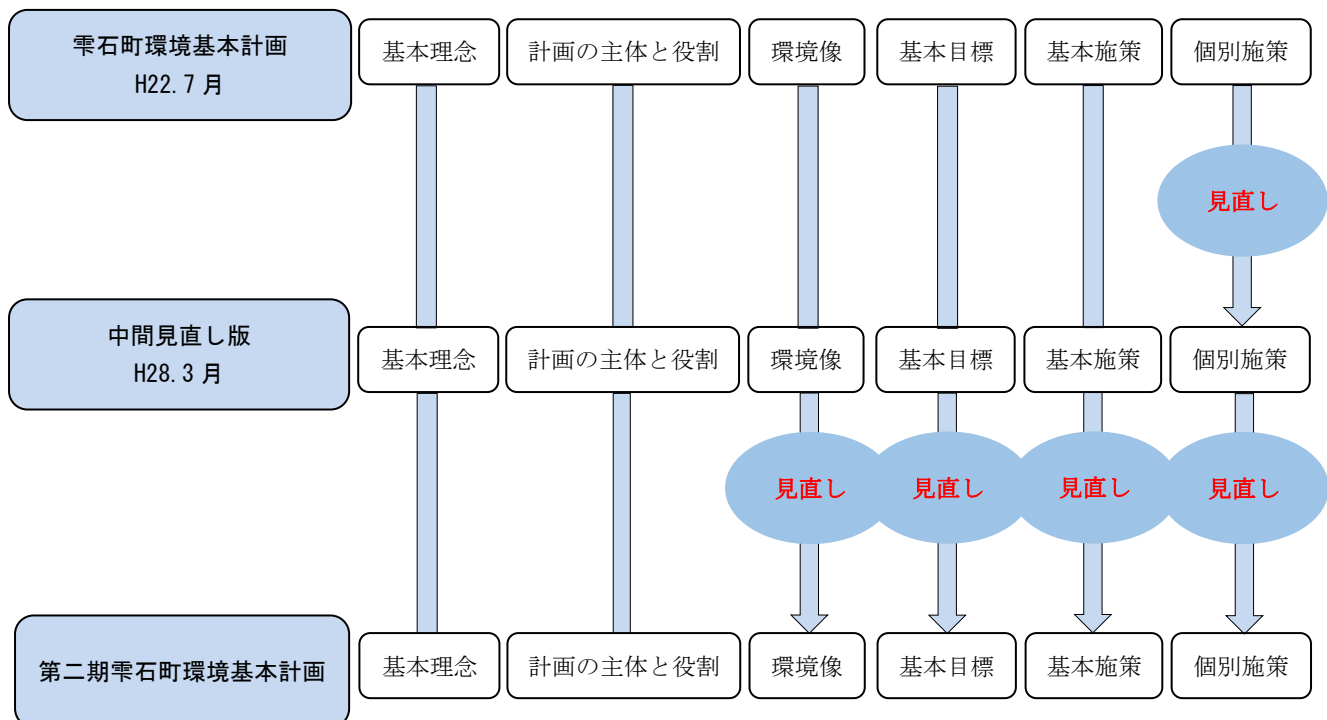
本町では、平成19年6月に「雫石町環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(環境基本計画)を定めることを示し、あらゆる施策に環境の視点を取り入れることで、町民がいつまでも住み続けられるまちづくりを目指すこととし、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいくために、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚して、環境問題へ総合的かつ計画的に取り組むために平成22年7月に『雫石町環境基本計画』(以下「前計画」という。)を策定しました。

今般策定する「第二期雫石町環境基本計画」(以下「本計画」という。)は、前計画策定時からの環境分野全般を取り巻く社会情勢や計画の進捗状況を踏まえて、望ましい環境像を『美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち』とし、その実現に向けて、「生活環境の保全」、「自然環境の保全と景観の保持」、「循環型社会の構築」、「気候変動対策」、「環境保全への取り組み」の5つの基本目標を掲げ、計画の基本的な事項は継承した上で、「基本施策」や「個別施策」、「環境指標と目標値」に係る町民・滞在者、事業者、町の取り組みを中心に見直しを行い、「雫石町環境基本条例」第3条に規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、本計画を策定しました。

2. 計画策定における変更点

本計画の策定にあたり、「雫石町環境基本条例」において定められている「基本理念」、「計画の主体と役割」は、環境の現状や課題が変化しても変わらないものと考えられることから、前計画から引継ぎ、「環境像」、「基本目標」、「基本施策」、「個別施策」については、環境分野全般を取り巻く社会情勢や計画の進捗状況、町民アンケート基礎調査を踏まえ、それぞれ見直しを行いました。

前計画からの変更点



第2節 計画策定の背景と概況

1. 計画策定の背景

今日の環境問題は、水質汚濁や大気汚染をはじめとする高度成長期に顕在化した産業型公害から、都市化の進展に伴う生活排水、近隣騒音、交通公害など都市型公害へと大きく転換し、また、今日ではエネルギーの大量消費、地球温暖化による気候変動、海洋プラスチックごみによる海洋汚染など地球規模の環境問題へと大きく変貌してきています。

また、平成27年には国連サミットで採択された17の持続可能な開発目標*SDGs（参考資料2）が設定されたほか、同年12月には、温室効果ガス排出量削減についての国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、地球という大きな視野で捉えた環境保全の理念と取り組みが必要となっています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きく関わっており、その解決に向けては、一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動のあり方を見直していくことが必要とされています。

国は、平成5年に公害対策基本法と自然環境保全法を統合する形で「環境基本法」を制定し、同法の中に環境基本計画の策定を義務づけ、平成6年の第一次環境基本計画から現在までに4度の改訂が行なわれ、平成30年には具体的な施策をより一層強力に進めるため、第五次環境基本計画が策定されました。

また、岩手県においても、平成10年に岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、同条例に基づき、社会情勢の変化や環境を取り巻く現状と課題など時代の潮流を見据えた環境と共生する持続可能な地域社会を構築するための取り組みを推進するため、令和2年度に「岩手県環境基本計画」が策定されました。

本町では、令和2年3月に「第三次雫石町総合計画」が策定され、町の将来像を「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」として、5つの分野の施策大綱を掲げており、その中で環境施策に関連する施策大綱4の「豊かで誇れる自然を守り育て子どもたちにつないでいくまち」に基づき、施策である「豊かな自然環境を学び、保全します」、「美しい風景や景色を守り育てます」、「地球温暖化抑制に努め、環境を守るエネルギー利用を推進します」、「くらしの廃棄物の削減による循環型社会の構築を目指します」を環境面から実現していくため、各分野における施策を有機的に関連付け体系化し、総合的に施策を展開することとしています。

2. 環境に関する国内外の動向と国及び岩手県の計画

本計画を策定するにあたり、本町をとりまく環境に関する国内外の動向と国及び岩手県において策定している計画を一覧にまとめました。

本計画の推進にあたっては、これらの動向を注視あるいは踏まえながら、施策を推進する必要があります。

【国内外の動向】

持続可能な開発目標 (SDGs)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標。 ・ 持続可能な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されている。
パリ協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約国会議(COP21)において、採択された新たな気候変動抑制に関する国際条約。
新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的にパンデミック(世界的大流行)が発生しており、国内では、令和2年1月に感染者が確認されて以来、緊急事態宣言の発令など、国民生活や社会経済活動に甚大な影響を及ぼしている。
海洋プラスチックごみ問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段の生活や経済活動により発生したプラスチックごみが、河川等に廃棄され、河川を通じて最終的に海洋を漂うことによって、海洋生物の生態系に悪影響を及ぼす問題。

【国で策定している主な環境関連計画】

第5次環境基本計画 (H30年4月閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた国の基本的計画。
地球温暖化対策計画 (H28年5月閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が、地球温暖化対策法に基づき、総合的かつ計画的な推進を図るため策定している計画。温室効果ガス削減中期目標として、「2030年度において2013年度比26%」削減を掲げている。
循環型社会形成推進基本計画(第四次) (H30年6月閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な社会づくりのため、3Rと再生可能な資源を基本原則とした、プラスチックごみ排出抑制や資源循環の取り組みを示した計画。

【岩手県環境基本計画】

岩手県環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間が令和3年度から令和12年度までの、岩手県の環境の保全と創造に関する基本的計画。
-----------	--

3. 町の概況

(1) 自然条件等

本町は、岩手県の県都盛岡市の西方約 16 km に位置し、東は盛岡市、滝沢市、北は八幡平市、南は矢巾町、紫波町、花巻市、西和賀町、西は秋田県仙北市に接する、東西 24km、南北 40km の広がりを持つ面積 608.82km²（平成 27 年 3 月 6 日国土地理院公表）の町です。

地勢は、北は岩手山、西は秋田駒ヶ岳をはじめ 1,000m 以上の山が連なり、これら奥羽山系の山並みに囲まれた盆地を形成し、標高 300m 以上の面積が約 80% と大部分を占めています。

また、町の中央を国道 46 号及び J R 田沢湖線・秋田新幹線が東西に横断し、北西部から東に、葛根田川、雫石川、南川の 3 河川が流れ、その流域に沿って集落、農耕地が開けています。

気候は、盆地の影響により、寒暖の差が激しい典型的な内陸性の気候で、気候区分では冷温帯に属します。年平均気温が 9.8℃ と低く、年間降水量は 1,500mm 程度となっています。

東経 140 度 46 分～141 度 03 分 北緯 39 度 31 分～39 度 53 分

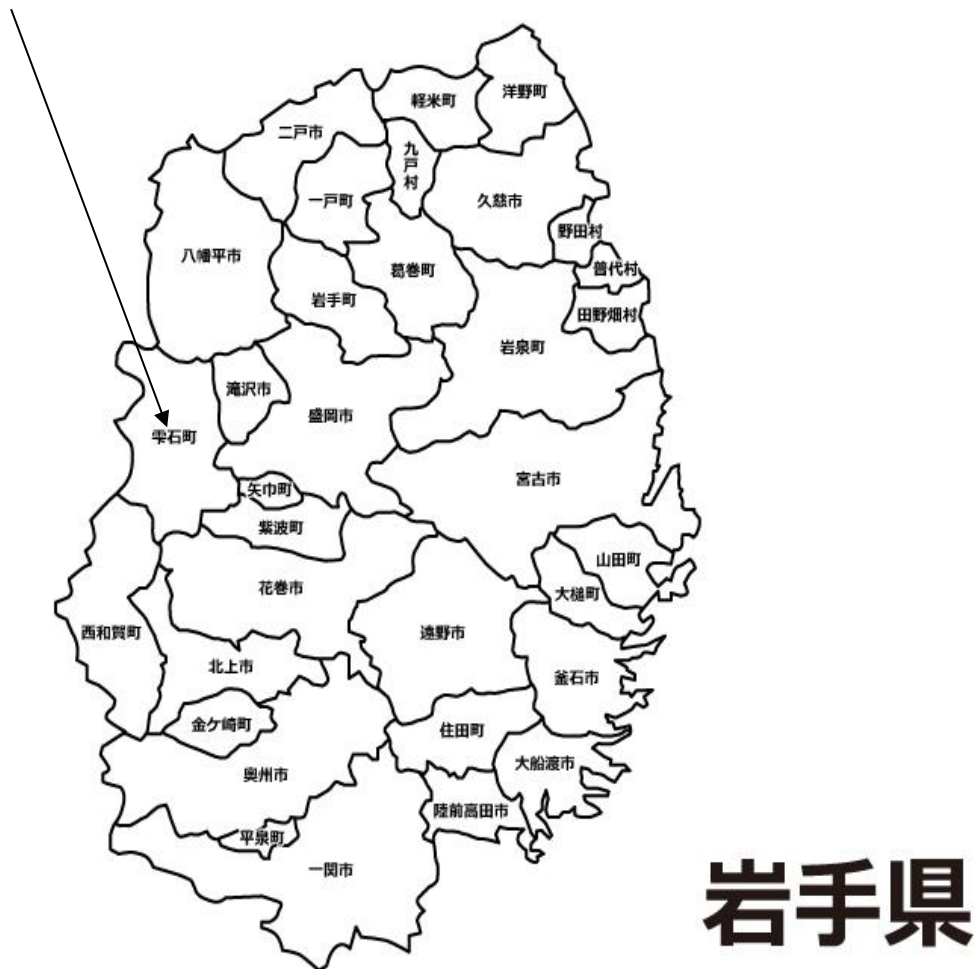


図 1 本町の位置

(2) 人口・世帯数

本町の人口は、住民基本台帳によると平成11年11月に20,001人に達して以降、減少の一途をたどっており、令和元年度は16,263人まで減少しています。

また、65歳以上の高齢者人口の割合は年々高くなっており、令和元年度には37.4%に達しています。

世帯数については、緩やかな増加傾向にあり、単身世帯や核家族が増加していることがうかがえ、人口が減少している中、世帯数が増加していることにより、1世帯あたり人員は、令和元年度には、2.56人となっています。

表-1 人口・世帯数の推移

年 度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり人員 (人)	高齢者人口の割合 (%)
昭和30年	19,820	3,332	5.95	
昭和40年	18,945	3,884	4.88	
昭和50年	18,293	4,253	4.30	9.7
昭和60年	19,127	4,795	3.99	12.7
平成2年	19,013	4,938	3.85	15.3
平成7年	19,373	5,307	3.65	18.4
平成12年	19,750	5,612	3.52	22.3
平成17年	19,055	5,574	3.42	25.8
平成22年	18,033	5,543	3.25	28.8
平成27年	16,981	5,508	3.08	33.5
令和元年	16,263	6,354	2.56	37.4

(昭和30年から平成27年まで国勢調査、令和元年は住民基本台帳)

(3) 土地の利用

本町の土地利用状況は、総面積60,882ha(令和2年1月1日現在)のうち、山林が71.1%を占め最も多く、次いで農用地(田・畑)9.9%、雑種地1.4%、原野1.4%、宅地1.1%となっています。

表-2 土地利用状況(令和2年1月1日現在)

地目別	面積 (ha)	割合 (%)
総数	60,882	100.0
田	4,140	6.8
畑	1,871	3.1
宅地	643	1.1
山林	43,300	71.1
原野	840	1.4
雑種地	875	1.4
その他	9,213	15.1

(雫石町税務課調べ)

(4) 産業別就業人口

平成27年度の本町の産業別従事者数は、農業などの第1次産業1,661人、工業などの第2次産業1,797人、第3次産業は5,552人従事し、総数は9,148人となっております。

産業別構成比の内訳を見ると、多い順から農業が17.5%、卸売・小売業が13.7%、医療・福祉業が11.1%、建設業が10.7%を占めています。

また、産業3区分の構成比では、第3次産業が60.7%を占め、昭和30年以降、第1次産業の減少傾向が続いています。

表-3 産業別就業人口の推移

産業別	区分	H22年度		H27年度	
		実数(人)	構成比	実数(人)	構成比
総数		9,494	100.0%	9,148	100.0%
第1次産業		1,835	19.3%	1,661	18.2%
	農業	1,768	18.6%	1,602	17.5%
	林業	59	0.6%	57	0.6%
	漁業	8	0.1%	2	0.0%
第2次産業		1,785	18.8%	1,797	19.6%
	工業, 採石業, 砂利採取業	4	0.0%	6	0.0%
	建設業	955	10.1%	979	10.7%
	製造業	826	8.7%	812	8.9%
第3次産業		5,806	61.2%	5,552	60.7%
	電気・ガス・水道業	34	0.4%	35	0.4%
	情報通信業	54	0.6%	62	0.7%
	運輸業, 郵便業	480	5.1%	454	5.0%
	卸売業, 小売業	1,448	15.2%	1,256	13.7%
	金融業, 保険業	122	1.3%	98	1.1%
	不動産業, 物品賃貸業	57	0.6%	79	0.9%
	学術研究, 専門・技術サービス業	163	1.7%	146	1.6%
	宿泊業, 飲食サービス業	988	10.4%	865	9.4%
	生活関連サービス業, 娯楽業	358	3.8%	321	3.5%
	教育, 学習支援業	257	2.7%	264	2.9%
	医療, 福祉	905	9.5%	1,021	11.1%
	複合サービス業	113	1.2%	122	1.3%
	サービス業(他に分類されないもの)	554	5.8%	573	6.3%
	公務(他に分類されないもの)	273	2.9%	256	2.8%
分類不能の産業		68	0.7%	138	1.5%

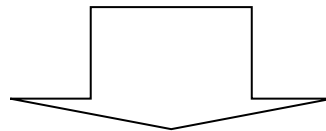
(平成22・27年国勢調査)

第3節 計画の基本理念

本計画は、平成20年1月に施行された「雫石町環境基本条例」の「基本理念（第3条）」の実現を目的とすることから、本計画の基本理念を次のとおりとします。本計画では、町の環境の保全と創造を図る上での基本的な考え方である基本理念の実現を目指します。

雫石町環境基本条例 第3条（基本理念）

1. 環境の保全及び創造は、町民が安全かつ健康で文化的な生活の営みができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を負うことを基本として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。
4. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるよう広域的かつ長期的に行わなければならない。



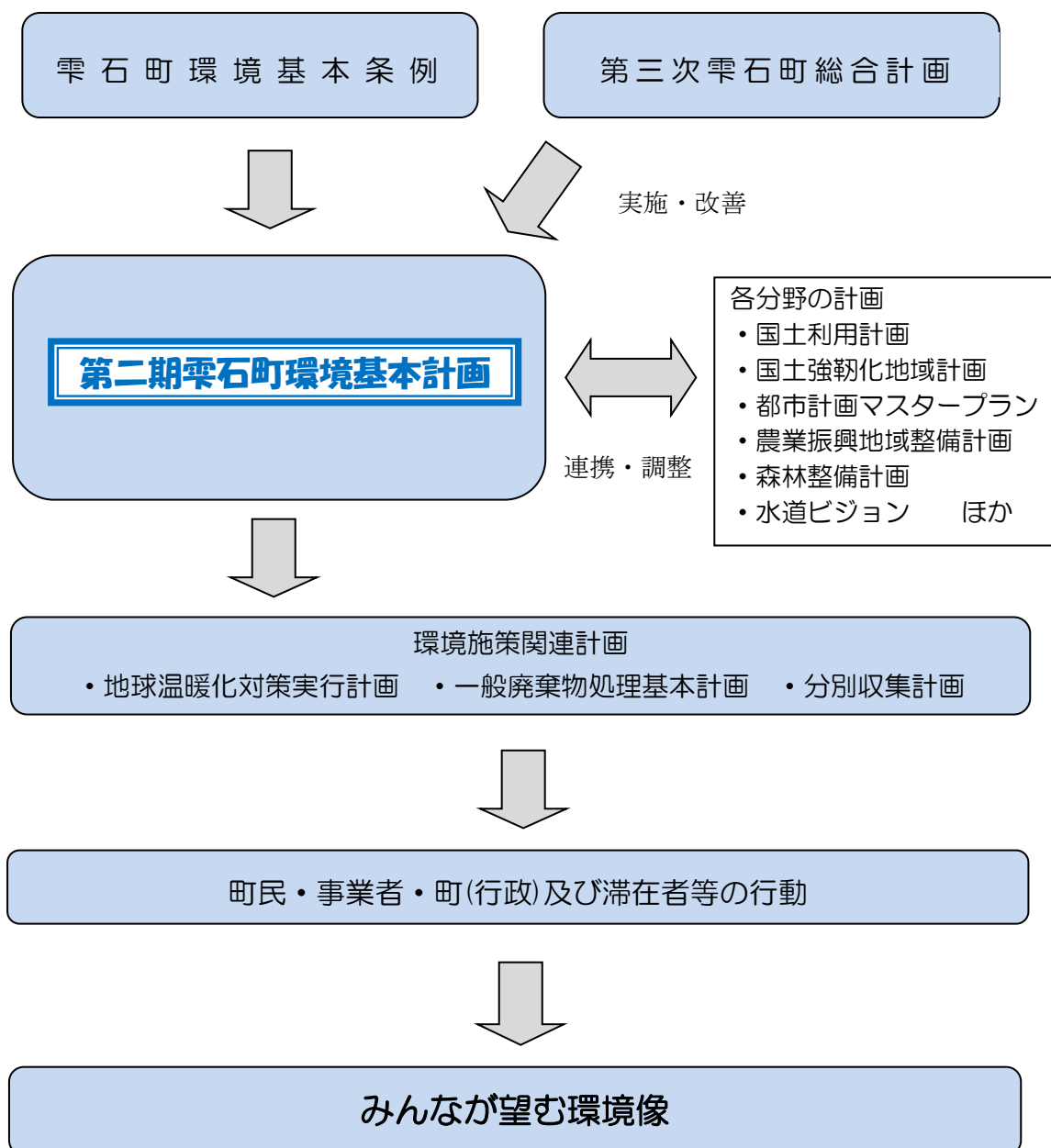
環境基本計画の基本理念

1. 良好な環境の確保と、将来への継承
2. 持続的発展が可能な循環型社会の構築
3. すべての者の適切な役割分担のもと、良好な環境の保全と創造
4. あらゆる活動における地球環境保全への貢献

第4節 計画の位置づけ

本計画は、「雫石町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画です。また、「第三次雫石町総合計画」の環境分野を推進する計画であり、町の環境の保全と創造を図る上で最も基本的な計画としての役割と性格を持ちます。

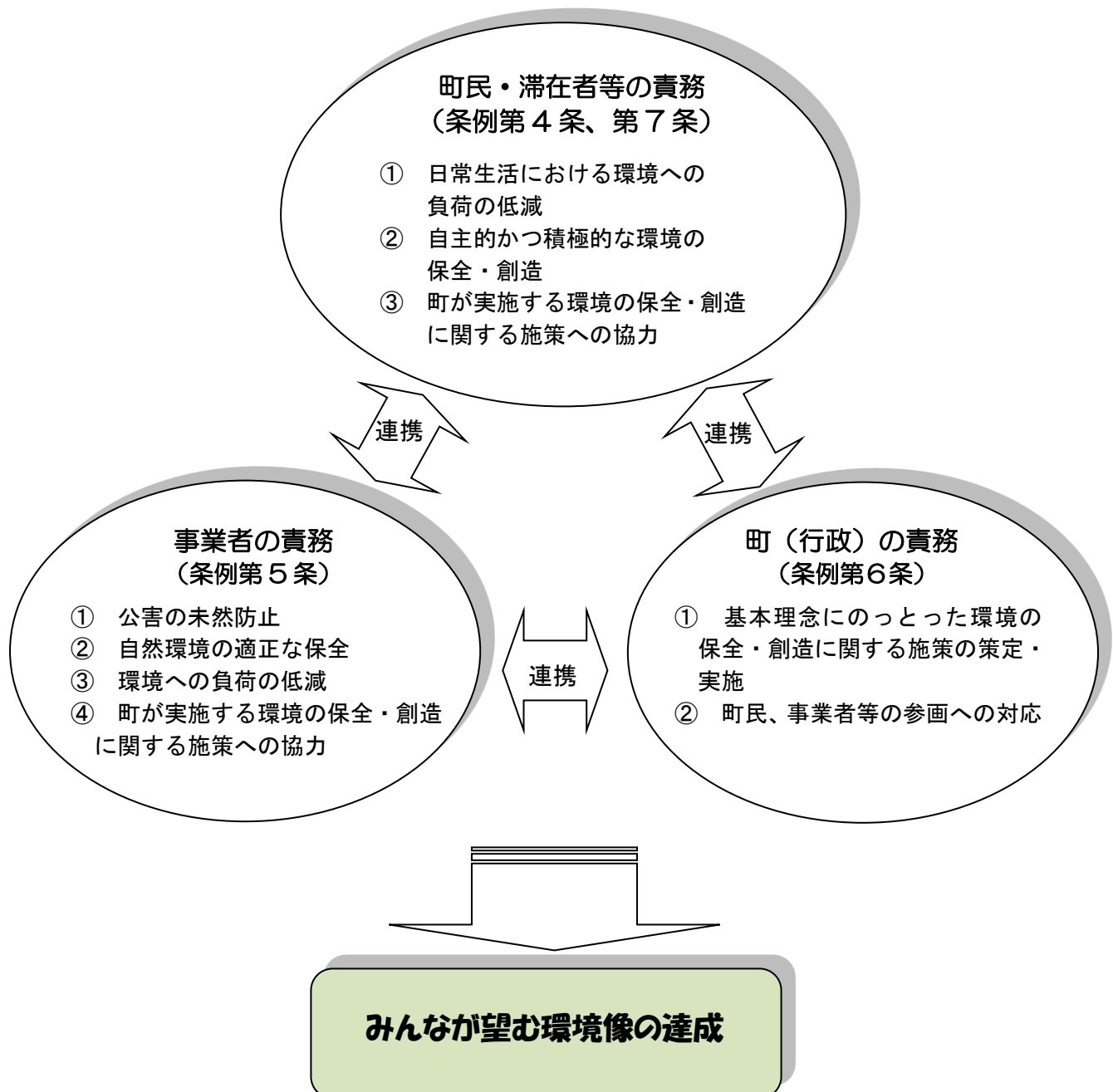
また、関連する個別計画・行政施策は、環境基本計画の趣旨の尊重、環境への配慮を必要とし、相互の連携・調整を図ることにより、横断的かつ総合的に取り組みます。



第5節 計画の主体と役割

「雫石町環境基本条例」第4条、第5条、第6条及び第7条において、町民、事業者、町（行政）及び滞在者等の環境保全に対する責任について明らかにしています。

これを受けて本計画では環境を守り育てるという環境基本計画の実効性を高めるため、それぞれが環境に対する地域づくりの主体として、目標達成のために取り組みを進めることとします。



第6節 計画の範囲

1. 計画の範囲

本計画の対象地域は、雫石町全域とします。

ただし、町が単独で行えない場合や連携することによって効果が得られる場合は、近隣の市町や県、国と協力し、取り組みを進めるものとします。

2. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「雫石町環境基本条例」の施策の基本方針（第8条）に基づき、次のとおりとします。

1. 生活環境

大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤沈下、その他公害、化学物質（*PM2.5など）

2. 自然環境と景観

動物、植物、森林、緑地、水辺、河川、湖沼、農地、地形、地質、景観、環境美化

3. 循環型社会

廃棄物、資源物、不法投棄、し尿

4. 気候変動対策

地球温暖化、*省エネルギー、*再生可能エネルギー

5. 環境保全への取り組み

環境教育（学習）、環境情報の共有、環境保全活動

第7節 計画の期間

本計画は、第三次雫石町総合計画との整合性を図るため、令和3年度から令和10年度までの8年間で計画期間とします。

ただし、計画の実効性を高めるため、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、中間年である令和6年度に計画の見直しを行うこととします。

第2章 環境を取り巻く現状と課題

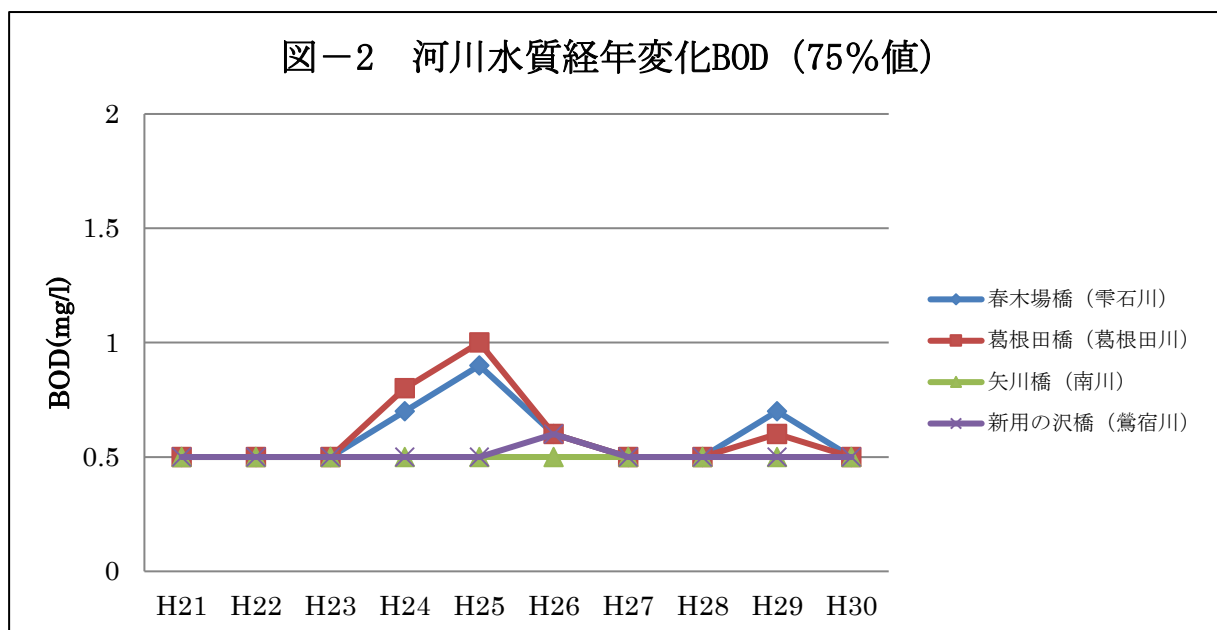
この章では、町の環境を取り巻く現状と環境分野全般の課題を抽出し、示しています。

1. 生活環境の保全

(1) きれいな水を守る

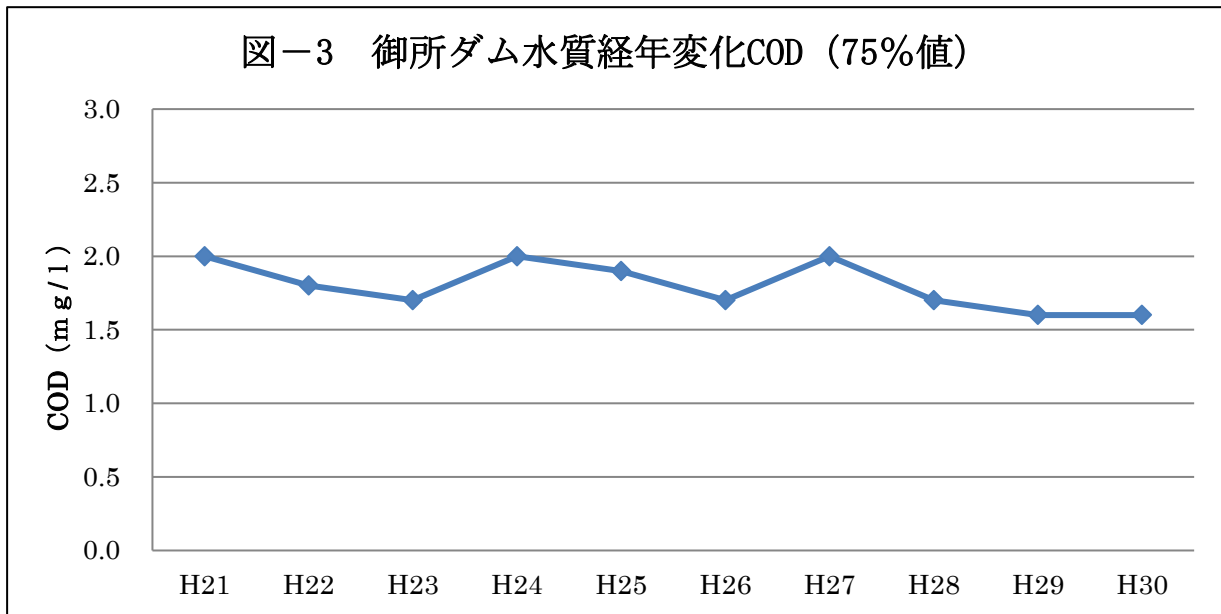
現状

- 雫石川、葛根田川、鶯宿川、南川の水質環境基準達成状況を見ると平成21年度以降、いずれも*BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準A類型（2mg/L）を達成しています。



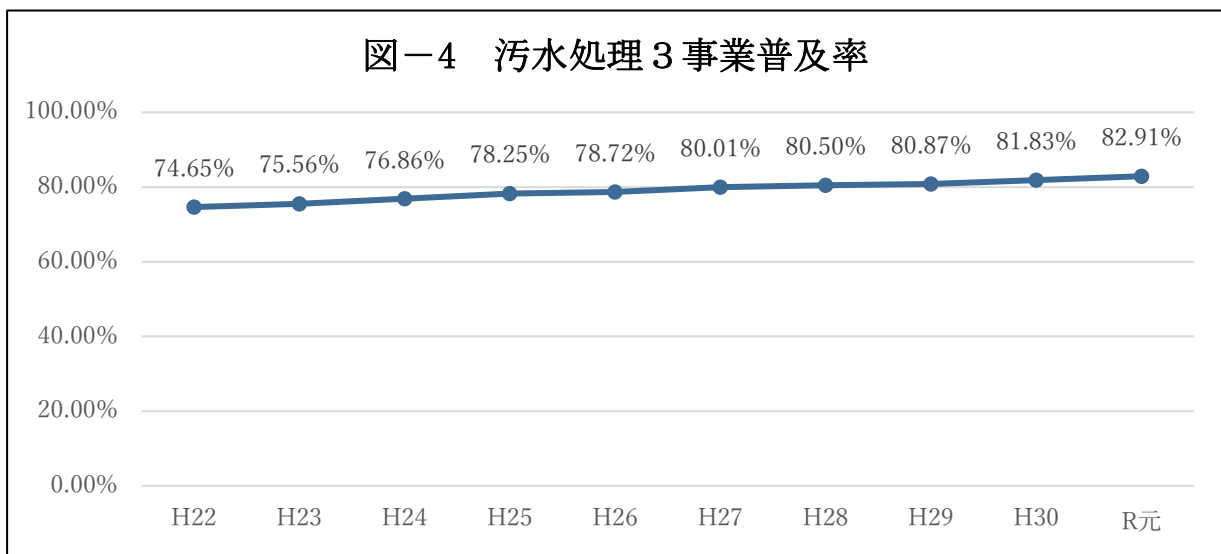
(岩手県公共用水域水質測定結果)

また、御所ダムの水質についても、平成21年度以降、*COD（化学的酸素要求量）の環境基準A類型（3mg/L）を達成しています。



(岩手県公共用水域水質測定結果)

- 汚水処理事業（下水道・農業集落排水・浄化槽）については、年々向上しており、令和元年度の水洗化人口は13,484人、普及率（総人口に対する下水道、農業集落排水、浄化槽に接続している人口の割合）は、82.91%となっています。



(雫石町上下水道課調べ)

- 町民アンケート基礎調査結果の「水や堰の水のきれいさ」については、町民（19歳以上）では、“満足・やや満足”とする人が約76%（前回60%）と、概ね満足されており、環境の変化についての設問では、“悪くなった”との回答は約20%（前回40%）と、前回よりも減少しています。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果 表-1, 2参照)

- 交通事故による車両からのガソリンやエンジンオイル、ホームタンクの破損による灯油等の油漏れ案件が発生し、河川等へ流入するケースがあります。

課題

- 「水のきれいさ」についての満足度を上げるためには、下水道整備や接続率の向上、合併処理浄化槽の設置促進など、家庭や事業場からの水質汚濁負荷の削減が必要です。
- 国・岩手県が実施している河川等の水質測定結果を周知して、町民等の水質保全意識の向上を図ることが必要です。
- 交通事故やホームタンクの破損によって発生した油の河川等への流入防止と事故防止について、広報誌等により周知する必要があります。

(2) 良好な生活環境を守る

現状

- 本町においては、これまで大気汚染物質等による健康被害や公害問題は発生していません。しかしながら、家庭ごみなどの*野外焼却が依然として散見され、苦情も年に数件寄せられています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「空気のきれいさ」については、“満足・やや満足”とする人が92%（前回86%）と高い数値となっており、環境の変化についての設問では、“変わらない”（約78%）という回答が多くなっています。

（巻末の町民アンケート基礎調査結果 表－3，4参照）

- 悪臭については、本町では、悪臭防止法に基づく規制地域の指定はありません。
これまでに、畜産関連及び野外焼却に関する苦情が寄せられていますが、比較的良好的な状態が維持されています。
- 騒音・振動については、本町では、騒音・振動規制法に基づき、地域の実態に応じた騒音・振動規制地域が指定されています。

表－4 公害関係等苦情処理状況

(件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
大 気	2	2	1	2		4	2	3	1	3
水 質	8	12	6	8	5	8	5	7	5	5
土 壌										
騒 音			1						2	2
振 動										
悪 臭	1	2	1	2	1	5	2	3	3	7
地 盤										
そ の 他	野外焼却	1	2	1	2	5	4	1	1	3
	不法投棄	1	5				4	2	5	4
	その他		9		1					
計	13	32	10	15	11	25	12	21	17	24

（雫石町町民課環境対策室調べ）

【注】 野外焼却の件数は、大気、悪臭に重複カウントしています。

- 町民アンケート基礎調査結果の「まちの静けさ」については、“満足・やや満足”とする人が約80%（前回75%）となっており、環境の変化についての設問では、“変わらない”という回答が約73%で一番多く、“良くなった・やや良くなった”という回答を合わせると約88%となっています。

（巻末の町民アンケート基礎調査結果 表—5, 6 参照）

- 水質汚濁については、生活排水や事業所からの排水による苦情が寄せられていますが、案件ごとに適切に対処しています。
- 土壌汚染・地盤沈下については、これまで、当町において対応事例はありません。
- 事業者による事業活動に起因する公害を未然に防止し、地域の生活環境を保全するため、
* 環境保全（公害防止）協定をこれまでに7件締結しています。
- 平成23年3月11日の東日本大震災で東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、町内にも放射線の不安が広がったことから、学校や保育施設等の空間放射線量率や農産物等の放射性物質の測定を行っています。

課題

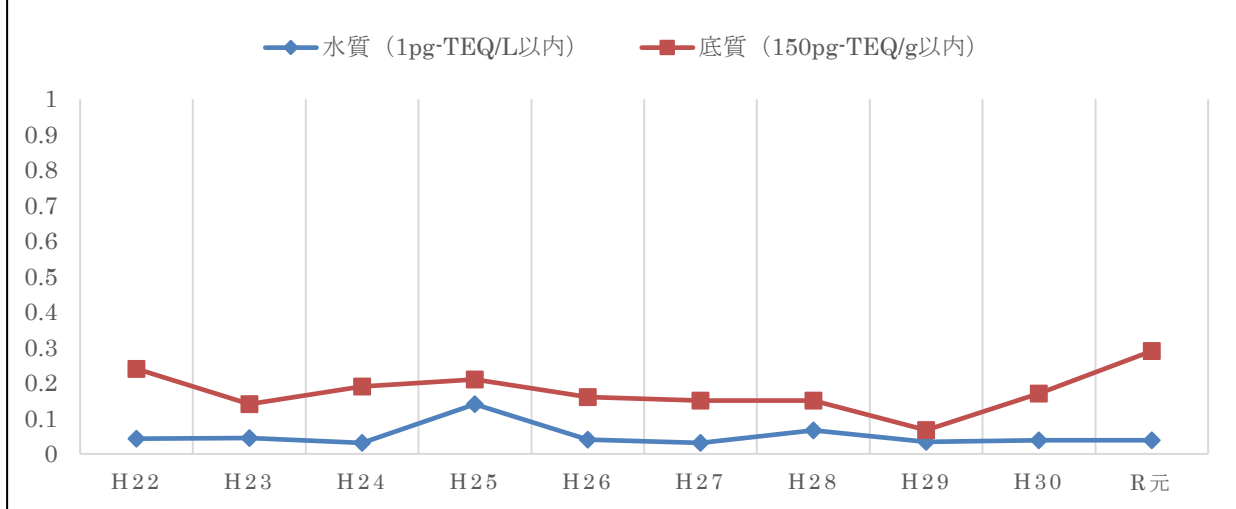
- 空気のきれいさに対する満足度は92%と高い数値でしたが、苦情が寄せられる野外焼却に起因した大気汚染や悪臭の対策が必要です。
- *光化学オキシダント注意報が岩手県から発令された場合、町民への周知が必要です。
- 町が所管している騒音・振動について、監視・測定を実施する必要があります。
- まちの静けさについては、約80%の方が満足していますが、近隣騒音等の苦情が寄せられることもあり、案件に応じた対処を行う必要があります。
- 環境保全（公害防止）協定の締結を推進する必要があります。
- 岩手県並びに他市町村の動向を見ながら、空間放射線量率や農産物等の放射性物質測定を引き続き実施する必要があります。

（3）安全な環境を守る

現状

- 岩手県が継続実施している公共用水域のダイオキシン類の調査結果（H22～R 元）では、町内の6河川（葛根田川、南川、矢櫃川、上黒沢、取染川、上野沢）における測定値は、水質（環境基準：1 pg-TEQ/L）、底質（環境基準：150 pg-TEQ/g）とともに、全ての地点で環境基準を下回っています。

図-5 公共用水域ダイオキシン類経年変化



(岩手県公共用水域水質測定結果)

- 同じく、岩手県が実施する公共用水域水質測定結果（健康項目）及び国土交通省北上川ダム統合管理事務所の実施するダム貯水池の調査結果（H23・H26・H29）では、町内の葛根田橋及び御所ダムサイト地点で、2回～8回/年実施した健康項目に指定された化学物質10項目及び農薬4項目について、環境基準を超える測定値は検出されていません。

【化学物質】ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン

【農薬】1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

- 昭和50年代にダイオキシン類を微量に含む2・4・5-T系除草剤が、町内の国有林内に埋設されていたことから、平成11年に岩手県及び関係市町村で構成される「2・4・5-T系除草剤埋設地問題連絡協議会」を設置し、毎年、国有林を管轄している東北森林管理局に恒久対策等の実施を要望しています。

課題

- ダイオキシン類については、今後も環境基準を下回る環境の維持が求められます。
- 「2・4・5-T系除草剤埋設地問題連絡協議会」を通じて、東北森林管理局に対し2・4・5-T系除草剤の恒久対策等の実施を引き続き要望する必要があります。
- 工場・事業場におけるVOC（揮発性有機化合物）の使用削減が求められます。
- *PRT法に基づく化学物質の移動・排出状況の把握と、町民等への情報提供が必要です。
- いわゆる*環境ホルモンなど、環境影響が明らかになっていない化学物質の情報収集に努める必要があります。

2. 自然環境の保全と景観の保持

(1) 生物多様性を守る

現状

○ 県指定の天然記念物である白沼のモリアオガエル繁殖地や日本でも一部にしか生息していない町指定の天然記念物であるチョウセンアカシジミの生息地があり、どちらも絶滅の恐れがある野生生物の状況や分布等を記載した「いわてレッドデータブック」に登載されている希少種であることから、生息域の保全に努めています。

また、チョウセンアカシジミの生息域保全にあたっては、食樹であるデワノトネリコの植樹と保全活動に努めています。

○ 本町には、非常に多くの野生生物が生息していると推察されますが、その生息状況は、十分には明らかになっていません。

○ 町内では、ツキノワグマの出没や、ニホンジカやイノシシが生息域を拡大しており、特にイノシシによる農作物被害が問題となっています。

○ オオハンゴンソウなどの「特定外来生物」（地域の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある植物）が増えており、在来動植物の生態系への影響が懸念されていることから、環境省・網張ビジターセンター・雫石町の共催により、十和田八幡平国立公園内に生息しているオオハンゴンソウの駆除を毎年2回駆除しています。

また、平成29年度から町事業により、町有地内に生息しているオオハンゴンソウの駆除を実施しています。

課題

○ 生息が確認された希少種以外の野生生物生息情報データが蓄積されていないことから、グリーンマップの作成を期待する声があります。

○ 事業者等の開発事業の計画にあたっては、野生動植物生息情報の提供とこれに基づいた野生生物保護のための環境配慮が望まれます。

○ ツキノワグマやイノシシ等の鳥獣による農作物、人的被害を防止する必要があります。

○ 「特定外来生物」についての情報を町民に周知するとともに、生息地拡大防止のため、発見した際の早期の駆除及び駆除体制を構築する必要があります。

【希少種のチョウセンアカシジミとモリアオガエル】



(2) 森林・里山を守る

現状

- 町民アンケート基礎調査結果の「緑の豊かさ」については、“満足・やや満足”とする人が約 90%（前回約 87%）と高い数値となっており、環境の変化についての設問では、“変わらない”という回答が約 62%（前回約 57%）で、“良くなった・やや良くなった”という回答を合わせると約 74%（前回約 67%）となっています。

（巻末の町民アンケート基礎調査結果 表一7，8 参照）

- 森林経営を取り巻く環境は、就労者の高齢化や後継者不足、木材価格の低迷などにより厳しい状況にあります。また、本町の林家数も、これを示すように昭和 55 年の 1,182 戸から平成 27 年には 702 戸と減少傾向にあります。
- 御明神小学校が、緑の少年団として森林愛護活動を行っています。
- 約 180ha と広大な七ツ森町有林に、憩いの場として活用できるよう休憩施設や遊歩道を造り、憩える森林空間として、七ツ森森林公園が整備されています。

課題

- 森林・里山は、*水源涵養、土砂災害の防止、生態系の維持など、多様な機能を有していることから、今後も計画的な森林整備が求められます。
- 森林機能の低下が懸念されることから、森林・里山の持つ多様性を理解し、森林愛護活動など保全を推進する必要があります。
- 間伐材などを有効活用する取り組みが必要です。

(3) 水辺を守る

現状

- 町民アンケート基礎調査結果の「水辺の親しみやすさ」については、“満足・やや満足”とする人が約 56%（前回約 50%）となっており、約 10%（前回約 20%）の人が“不満・やや不満”と回答しています。また、「水辺の親しみやすさ」に関する環境の変化については、“変わらない”（59%）という回答が一番多く寄せられています。

（巻末の町民アンケート基礎調査結果 表一9、10 参照）

- 竜川河川公園、葛根田水辺公園などが整備され、岩手県から管理委託を受けているほか、御所湖広域公園として、雫石川園地の桜並木やファミリーランド、乗り物広場などが整備、活用されています。
- 河川や御所湖周辺のごみ散乱を指摘する意見が寄せられています。

課題

- 河川や御所湖周辺のごみの散乱を防止するなど水質保全意識を高めるとともに、河川清掃・パトロールの実施や御所湖清掃活動を継続して実施する必要があります。

(4) 農地を守る

現状

- 本町の農地面積は、田畑を合わせて6,011haと総面積の約10%であり、稲作を中心とした田園風景を形成しています。
- 農業経営を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足により、農作業委託や農地の貸出を希望する農家が後を絶たず、農地の荒廃や農業用施設の経年劣化が進行しています。
- 塩化ビニールや肥料袋などの農業廃棄物は、産業廃棄物であることから、法律により適正に処理することが義務付けられていますが、普通ごみとして出されるケースがあります。

課題

- 農地は、食糧生産基盤であるとともに、生態系の維持や景観の保全には欠くことのできない要素であることから、農業後継者や新規就農者などの担い手の育成や農業経営の安定化、規模拡大、農業用施設の整備など農作業の効率化に向けた支援を行う必要があります。
- 農薬・肥料の適正利用により、周辺環境への悪影響を少なくする必要があります。
- 「雫石町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を中心に、引き続き農業用廃プラスチックごみの適正処理に向けた周知が必要です。

(5) 景観を守る

現状

- 町北西部の岩手山、秋田駒ヶ岳等が十和田・八幡平国立公園に包括されている他、岩手山麓の網張観光施設団地(180ha)が植生の保護、緑地の造成を目的に環境保全緑地地域に指定されています。
- 町の国道46号バイパス以北(南側30m含む)が、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」に基づき、岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域に指定されています。
- 雫石中学校の生徒による国道清掃が、毎年行われています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「景色やまち並みの景観」については、“満足・やや満足”とする人が61%となっています。また、「町の清潔さやきれいさ」については、“満足・やや満足”が約65%、“どちらともいえない”が約30%となっています。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果 表-11, 12 参照)

- 平成17年3月に「雫石町ふるさと景観条例」を制定しています。
- 雫石の中でも特に美しいといわれている景勝地「雫石十四景」が認定されています。

表－5 「雫石十四景」

1	小岩井農場の一本桜と岩手山	2	生森山（七ツ森）からのパノラマ
3	雫石川園地の桜並木	4	鶯宿温泉の逢滝・夕滝
5	御所 矢櫃の溪流	6	御所街道の男助山と女助山
7	橋場街道 舟原（ふなら）の紅葉	8	残雪の駒ヶ岳
9	国見温泉と鹿倉橋の紅葉	10	千沼ヶ原湿原
11	葛根田溪谷と玄武の大岩屋	12	滝ノ上温泉 鳥越の滝
13	長山街道の弘法桜	14	網張温泉 犬倉の冬景色

課題

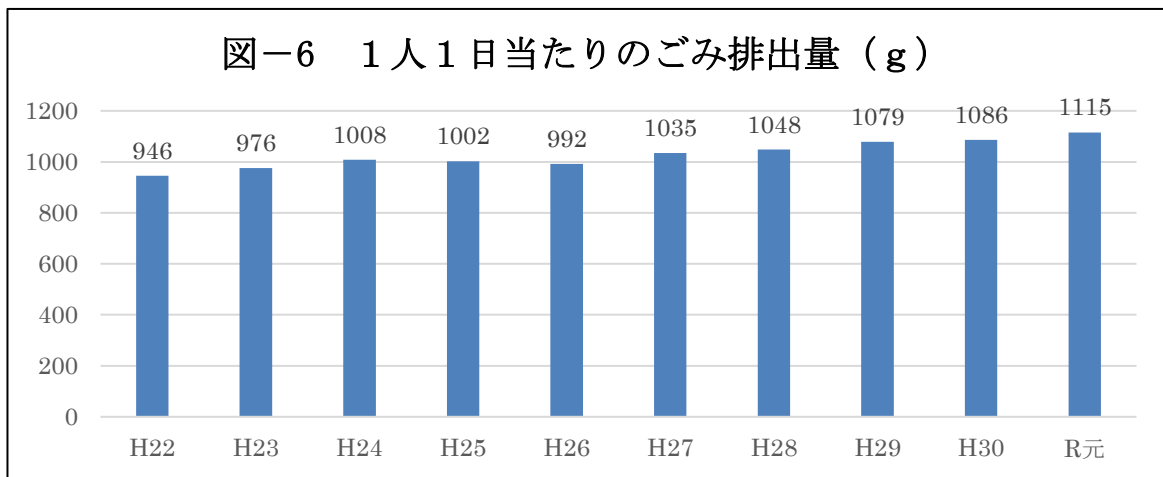
- 町民に対する意識啓発を通じて、ポイ捨ての禁止やペット飼育マナーの向上を図り、景観の保持や清潔なまちづくりを推進する必要があります。
- 雫石町ふるさと景観条例に基づき、本町らしい個性的な魅力ある風景や景色を守り育て、次世代に引き継いでいく必要があります。

3. 循環型社会の構築

(1) ごみの発生を減らす・排出を抑制する

現状

- 一般廃棄物排出量（1人1日当たりのごみ排出量）は、平成22年度から平成26年度にかけては概ね横ばいで推移していましたが、平成27年度以降は微増傾向が続いています。また、平成30年度の1人1日当たりの排出量を全国及び岩手県と比較すると、全国平均より168g、県平均より160g上回っている状況です。



(雫石町町民課環境対策室調べ)

表-6 平成30年度 1人1日当たり排出量 (g)

	一般廃棄物 (うち生活系ごみ)	
全国	918	※全国…環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」より
岩手県	926 (633)	※岩手県、雫石町…岩手県「市町村ごみ排出量」より
雫石町	1,086 (793)	

- ごみ排出量に占める事業系ごみの割合が、令和元年度で約29.4%となっています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「環境保全や循環型社会の構築につながる取り組み」において、「マイバッグの持参によるレジ袋の不使用」は、日常的に実施が約41%、時々実施しているが38%、「食品ロスをしない」は、日常的に実施が約56%、時々実施しているが40%、「十分水をきってから生ごみを捨てている」は、日常的に実施が約69%、時々実施しているが約25%、「ごみ排出量の削減」は、日常的に実施が約37%、時々実施しているが約54%の実施率となっています。なお、「マイバッグの持参によるレジ袋の不使用」については、令和2年7月から始まったプラスチック製買物袋有料化に伴い、さらに実施率が伸びているものと思慮されます。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果 表-13 参照)

- 一般廃棄物の組成割合が比較的高い生ごみの減量対策として、平成4年度から生ごみ処理機等購入費補助事業を実施し、令和元年度まで*コンポスト容器1,112台、電動生ごみ処理機102台に交付を行っています。
- 岩手県では、食品ロス削減の取り組みとして「もったいない・いわて☆食べきり協力店」

を募集し、町内では1店舗が登録となっています。

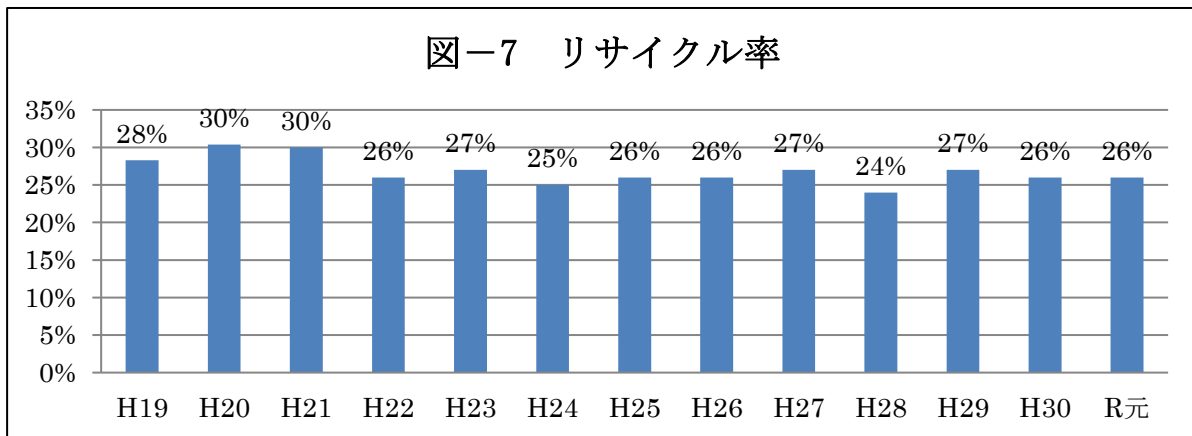
課題

- 1人1日当たりのごみ排出量が微増傾向であることから、町民、事業者に対して、ごみの分別や排出方法に関する適切な情報提供を行い、ごみの発生抑制並びに排出量削減を呼びかける必要があります。
- 多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、減量化の指導を行う必要があります。
- マイ（エコ）バッグの普及については、コンビニエンスストアやスーパーでのレジ袋有料化に伴い進んでいます、消費者一人一人の取り組みがさらに必要です。
- 生ごみ処理機等の購入に対する補助制度を周知し、生ごみの排出抑制を図っていく必要があります。
- 買い過ぎや作り過ぎなどによる食品ロス削減の呼びかけが必要です。

(2) リユース・リサイクルを推進する

現状

- 平成22年度以降の町の一般廃棄物リサイクル率は、分別された資源物や集団資源団体によって回収された資源物、熔融処理された後に排出される*メタル及びスラグの回収により、平均26%と横ばい傾向が続いています。



注) リサイクル率 = [資源化量合計 / ごみ排出量] × 100 (雫石町町民課環境対策室調べ)

- 集団資源回収登録団体数は、令和元年度で34団体となっており、奨励金を交付して地域における資源回収を奨励しています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「環境保全や循環型社会の構築につながる取り組み」において、「資源ごみの分別」は、日常的に実施が約82%、時々実施しているが15%、「再生品・詰め替え品の利用」は、日常的に実施が約60%、時々実施しているが36%、「集団資源回収への参加」は、日常的に実施が約24%、時々実施しているが37%となっています。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果 表-14 参照)

- 資源物の分別収集は、現在、12 分類により実施しています。

表-7 「資源物の分別収集 12 分類」

種類	名称
紙類	ダンボール
	紙パック
	その他紙製包装
	新聞
	雑誌
プラスチック類	ペットボトル
	その他プラスチック製包装
缶類	アルミ缶
	スチール缶
びん類	無色びん
	茶色びん
	その他びん

- 一般家庭や宿泊施設等から排出される使用済み食用油の回収は、平成 21 年度から開始し、令和元年度の回収量は、町内 13 ヶ所の拠点回収により 14,331 リットルの協力が得られており、*BDF（バイオディーゼル燃料）化を行っています。
- 平成 25 年度から公民館等 6 か所で古着の拠点回収を行っており、令和元年度は 2.6 トンの古着を回収しています。
- 資源物の保管に係るストックヤードの整備にあたり、平成 25 年度から資源ごみストックヤード整備補助事業を実施し、令和元年度まで 3 件の交付を行っています。
- 町内の大型小売店、スーパーでは、白色トレイやペットボトル等の資源ごみの回収を行うなど、リサイクル活動に取り組んでいます。

課題

- リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）の推進によって、資源物の排出も抑制されますが、分別排出の徹底によりリサイクル率の向上を図る必要があります。
- 集団資源回収を進めるため、周知と取り組みに対する支援が必要です。
- 地域における資源回収と資源物一時保管のため、ストックヤードの整備を進める必要があります。
- 使用済み食用油及び古着の回収について、広く町民に協力を求める必要があります。

【使用済み食用油の回収】



(3) ごみの適正処理を推進する

現状

- 雫石清掃センターの老朽化により、平成 19 年度からの 3 年間、滝沢村にごみ処理を委託した後、平成 22 年度に雫石・滝沢環境組合を設立し、平成 23 年 4 月から本格稼働となった滝沢清掃センターにおいて、普通ごみ及び中型ごみの処理を行っています。
(平成 26 年 1 月 1 日から「滝沢・雫石環境組合」に名称変更)
- 雫石リサイクルセンター（旧町清掃センター）では、資源物の分別処理を行っています。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「雫石町一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、計画の終了年であった平成 30 年 3 月に見直しを行い、新たな「雫石町一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、令和元年 6 月に「雫石町分別収集計画（第 9 期）」を策定しています。
- 平成 11 年に策定された「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき、平成 23 年 1 月に県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会が設立され、1 施設集約によるごみの広域処理の検討が進められています。
- 「資源ごみとごみの出し方分類表（冊子）」やごみと資源の分け方・出し方カレンダー、町広報誌等により、適正な分別・排出方法を周知しています。

- 道路脇への空き缶等のポイ捨てや林道などへのタイヤ、電化製品等の不法投棄案件が毎年発生しています。
- PCB廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により処理期限が決められていることから、期限内に適正に処理することが求められています。
- ペットボトルやレジ袋などのプラスチック製品が、ポイ捨てや適正な処理がされないことにより、河川を通過して海に流される海洋プラスチックごみが問題となっています。
- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）など、各リサイクル法の周知をしています。
- ごみ集積所の整備にあたり、平成4年度からごみ集積所整備補助事業を実施し、令和元年度まで190件の交付を行っています。
- 盛岡市・滝沢市・雫石町の3市町で構成される盛岡地区衛生処理組合において、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行っています。

課題

- 滝沢・雫石環境組合において、合同によるごみの処理を行っていますが、中間及び最終処分処理施設の老朽化が進んでいます。
- 近年、頻繁に起こっている大雨や地震等の災害時に大量発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定めた「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があります。
- 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、ごみ中間処理施設の候補地選定や一部事務組合の設立した後の具体的な施設整備の協議が進められていますが、今後も盛岡広域7市町と連携して対応する必要があります。
- 町の監視員による巡回パトロールや監視カメラ・不法投棄禁止看板を設置して、不法投棄の未然防止に努め、関係機関と連携して不法投棄物を適正に処理する必要があります。
- PCB廃棄物を保管している事業者に対して、処理期限内に適正に処理するよう周知する必要があります。
- *海洋汚染や海の生態系を保全するために、内陸部にある本町もプラスチックごみの排出抑制やポイ捨て禁止の呼びかけが必要です。
- 家電リサイクル法の対象機器について、適正な引渡しを徹底する必要があります。
- カラスなどの野鳥や強風などによるごみの散乱を防止するため、ごみ集積所の整備を進める必要があります。
- 下水道の普及に伴い、し尿処理量は減少していますが、盛岡広域8市町による効率的なし尿処理施設の設置など、今後も衛生的で良好な生活環境を維持していく必要があります。

4. 気候変動対策

(1) 地球温暖化を抑制する

現状

- 町民アンケート基礎調査結果の「強く意識している地球環境問題は何ですか」に対する回答では、“地球温暖化”を挙げる人が約29%と最も多くなっています。
(巻末の町民アンケート基礎調査結果 表—15 参照)
- 地球温暖化をはじめとした気候変動が一因と考えられる異常気象が、世界各地で発生しており、気候変動はその影響の深刻さから、最も重要で取り組んでいかなければならない人類共通の環境問題となっています。
- 平成27年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約国会議(COP21)において採択された新たな気候変動抑制に関する国際条約いわゆる「パリ協定」により、産業革命以前に比べて、平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的として、各国が取り組んでいます。
- 国内においては、平成25年比で令和12年までに温室効果ガス排出量を26%削減し、令和32年までには、80%削減することを目標としていましたが、令和2年10月26日の「菅総理の所信表明演説」において、令和32年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されたところです。
- 国に先駆けて岩手県は、令和元年11月27日の達増知事の会見上で、令和32年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指すことを発表し、各自治体においても、脱炭素社会の実現に向けて、令和32年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティーの表明が、少しずつ増えてきている状況です。
- 町においても、自らの事務・事業により排出される二酸化炭素を率先して削減し、地球環境の保全に寄与するため、平成13年3月「雫石町地球温暖化対策実行計画」の第Ⅰ期実行計画を策定し、平成11年度を基準年として17年度までに排出量の4%以上の削減を、以降、平成18年度からは第Ⅱ期実行計画、平成23年度からは第Ⅲ期実行計画、平成28年度からは第Ⅳ期実行計画を策定し、それぞれ基準年度からの削減率を乗じた目標値を設定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
現在、計画期間中である第Ⅳ期実行計画では、5%以上の削減目標を上回る結果となっており、その実施状況を町ホームページ上で公表しています。
- 各実行計画の二酸化炭素排出量が減少した主な要因としては、小学校の統廃合や公共施設における省エネルギー設備の設置・再生可能エネルギーの導入、*低公害車の導入、各施設管理者における節電等の実施によるものになります。
- 電気自動車の普及拡大により、平成26年度に道の駅「雫石あねっこ」駐車場へ電気自動車用急速充電器を設置しています。
- 高断熱・高气密の省エネ型住宅建築が、少しずつ増えてきています。

雫石町地球温暖対策実行計画の目標達成状況（公共施設分）

表－8 第Ⅰ期実行計画 二酸化炭素排出量の推移 単位：t-CO2

年度	H11	H13	H14	H15	H16	H17	目標値
総排出量	7,293	7,822	7,662	6,965	7,664	7,340	7,001
基準年度からの増減	(基準年度)	-7.26%	-5.06%	-4.49%	5.10%	0.65%	-4.00%

表－9 第Ⅱ期実行計画 二酸化炭素排出量の推移 単位：t-CO2

年度	H11	H18	H19	H20	H21	H22	目標値
総排出量	5,348	5,075	4,672	4,470	4,540	4,555	5,027
基準年度からの増減	(基準年度)	-5.11%	-12.65%	-16.43%	-15.12%	-14.84%	-6.00%

表－10 第Ⅲ期実行計画 二酸化炭素排出量の推移 単位：t-CO2

年度	H11	H23	H24	H25	H26	H27	目標値
総排出量	3,076	2,632	2,714	2,555	2,601	2,391	2,861
基準年度からの増減	(基準年度)	-14.4%	-11.8%	-16.9%	-15.4%	-22.3%	-7.0%

表－11 第Ⅳ期実行計画 二酸化炭素排出量の推移 単位：t-CO2

年度	H26	H28	H29	H30	H31 (R元)	R 2	目標値
総排出量	6,027	5,821	5,692	5,040	4,824		5,726
基準年度からの増減	(基準年度)	-3.4%	-5.6%	-16.4%	-20.0%		-5.00%

注) 第Ⅱ期及び第Ⅲ期計画の排出量は、指定管理者制度となった施設を除外して算出しましたが、第Ⅳ期計画からは再び指定管理施設を加えて算出しています。（雫石町町民課環境対策室調べ）

課題

- 地球温暖化の原因が、私たちの日常生活と密接につながっていることから、町民、事業者、町がそれぞれの立場で、あるいは協力して取り組む必要があります。
- 小・中学生を対象とした環境学習（教育）の実施や広報誌・ホームページ・SNS・町民カレンダー等を通じて、効果が見えづらい地球温暖化対策の取り組みを周知する必要があります。
- 町公共施設からの温室効果ガス排出量の削減については、実行計画に基づき確実に推進することが必要です。
- 電気、ガス、水道、灯油などの効率的な使い方や、省エネルギー機器の紹介などにより、町民・事業者の省エネルギー活動を推進する必要があります。
- 公共施設への省エネルギー型機器の導入促進が求められます。
- 電気自動車普通（急速）充電器が、現在町内5箇所設置されていますが、今後電気自動車の普及拡大が見込まれることから、町内の公共施設等へ充電器の設置が望まれます。
- 高断熱・高气密の省エネ住宅など、ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進により、温室効果ガスの排出削減や*ヒートショックの防止につながることが期待されます。

(2) 再生可能エネルギーの普及を促進する

現状

- 地球温暖化を防止し、持続可能な社会を構築するためには、エネルギーの効率的利用を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入が重要な課題とされていることから、平成 25 年度に「雫石町新エネルギービジョン」を策定し、町内の恵まれた新エネルギー資源の有効活用を図り、太陽光発電などの*新エネルギーの導入、環境教育や再生可能エネルギー関連の情報提供などに取り組んでいます。
- さらに町では、これまでの「雫石町新エネルギービジョン」を町のエネルギー施策における基本構想に位置付け、「地域を守る防災・減災対策としての自立分散型エネルギーの重要性」・「気候変動対策」・「再生可能エネルギーの導入による地域活性化」・「持続可能な社会の取り組み」の 4 つの背景から、本町の地域特性に合った再生可能エネルギーの導入促進とともに、温室効果ガス排出量の削減を図り、自立・分散型システム社会の形成、地域の活性化、持続可能なまちづくりの方向性を明らかにすることを目的とした基本計画「雫石町再生可能エネルギーマスタープラン」を令和 2 年度に策定しています。
- 地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の利用及び町民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、事業者が自然環境・防災・景観その他町民の生活環境に配慮しながら適正に事業を行うよう、平成 30 年に雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例を制定しています。
- 役場庁舎、町営体育館、雫石中学校及び各地区公民館へ太陽光発電設備・蓄電池設備の導入を進めたほか、健康センターの整備に合わせてチップボイラーを導入し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。
- 町民アンケート基礎調査結果の「町民が導入している再生可能エネルギーや省エネルギー設備（システム）は何ですか」に対する回答では、太陽熱利用設備が 16.3%と最も多く、次いで木質燃料燃焼機器の 12%となっており、導入していない、あるいは導入する予定は無いが、どの項目も 80%近い回答となっています。

また、事業者が考える町で活用をするべきエネルギー設備（システム）は何ですか」に対する回答では、太陽光発電・地熱発電・バイオマス発電・電気自動車への急速充電器設置が、積極的に推進、あるいは推進する必要があるとの回答が 60%を超えるという結果となっています。

(巻末の町民アンケート基礎調査結果 表—16, 17 参照)

- 町内企業の「株式会社 バイオマスパワーしずくいし」が、家畜系バイオマス及び食品系バイオマスを利用してバイオマス発電と堆肥化を行っており、*バイオマスエネルギーによる地域循環型ビジネスモデルとして高く評価され、平成 27 年 1 月に「新エネ大賞 資源エネルギー庁長官賞」を受賞しています。
- 町は、一般家庭において太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び木質バイオマス等を利用した機器（薪ストーブやペレットストーブ等）を導入した際の経費に対し、クリーンエネルギー導入事業費補助金の交付を平成 24 年度から行い、再生可能エネルギーの利用を促進しています。また、令和 2 年度からは蓄電池設備についても補助対象設備としています。

表-12 「令和元年度までのクリーンエネルギー設備導入実績」

対象設備	件数
太陽光発電設備	135件
木質燃料燃焼機器	119件
太陽熱利用設備	1件

本町における再生可能エネルギー設備の状況は以下のとおりです。

町内の再生可能エネルギー導入施設一覧

表-13 <地熱・水力>

企業・団体等	備考（設備等）
東北電力株式会社 東北自然エネルギー株式会社 （東北電力グループ）	葛根田地熱発電所1号機、2号機 （認可出力 合計 80,000kw） 水力 葛根田第一発電所、葛根田第二 発電所（認可最大出力 合計 15,600kw）

表-14 <バイオマス>

企業・団体等	備考
株式会社バイオマスパワーしずくいし	畜産系廃棄物と食品系廃棄物の複合処理
特定非営利活動法人 かし和の雫	BDF事業

表-15 <太陽光発電>

企業・団体等	備考
プリンスエナジーエコファーム雫石	メガソーラー発電所 （年間発電量見込は約 1.3GWh）
雫石太陽光発電合同会社	メガソーラー発電所 ソーラーパネル 10 万枚を設置（年間発電量見込は約 25.6GWh）

表-16 <雪氷熱>

企業・団体等	備考（設備等）
雫石町・そば打ち体験施設	そば打ち体験施設で使用する そば粉の貯蔵に雪氷熱を利用

表-17 <公共機関の主な再生エネルギー導入施設>

施設	再生可能エネルギー設備
岩手県営屋内温水プール ホットスイム	太陽光発電、チップボイラー、地中熱
網張ビジターセンター	太陽光発電
雫石町役場庁舎	太陽光発電(20kW)、蓄電池 (15.4kWh)
中央公民館	太陽光発電(15kW)、蓄電池(15.6kWh)
御所公民館	太陽光発電(10kW)、蓄電池(9.9kWh)、
御明神公民館	太陽光発電(10kW)、蓄電池(10kWh)
西山公民館	太陽光発電(10kW)、蓄電池(10kWh)

雫石診療所	チップボイラー
町営体育館	太陽光発電(10kW)、蓄電池(15kWh)
雫石中学校	太陽光発電(50kW)、蓄電池(10kWh)

課題

- 発電した再生可能エネルギーを町内で活用する地産地消及び地域循環できる仕組みづくりが必要です。
- 地域資源を活かし、民間事業者及び地域主導による地域環境と調和した再生可能エネルギーの導入が望まれます。
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進が求められます。
- 大規模災害時にも、町の指定避難所等で一定のエネルギーを確保できるよう、自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要があります。
- クリーンエネルギー設備導入事業費補助金制度の紹介や情報提供を行い、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。

【西山公民館の太陽光発電パネル】



5. 環境保全への取り組み

(1) 環境に関する意識・知識を高める

現状

- 環境・体験学習として、川の生物を調べて水質を評価する*水生生物調査への参加団体数は2団体となっています。
- 網張ビジターセンターでは、年間を通じて自然観察会が開催されています。
- しずくいし産業まつり時に「環境展」を開催し、環境クイズなどを通じて環境関連の取り組みの周知や情報提供を行っています。
- 町民を対象とした「環境講座」を開催しています。
- 町内女性5団体主催による「環境を考える会」を開催しています。
- 岩手県では、地球温暖化に関する知識の普及など地球温暖化対策を推進するため、知見のある31名の方を地球温暖化防止活動推進員に委嘱しており、町内では、2名の方が町内外で活動しています。
- 岩手県では、地域における環境保全活動の活性化を図るとともに、県民の環境保全意識を高めるため、環境問題について知見のある61名の方を*環境アドバイザーに委嘱しており、町内では、4名の方が町内外で活動しています。

課題

- 水生生物調査の参加団体を増やす取り組みが必要です。
- 地球温暖化などの環境問題についての意識・知識を高めるため、学校での自然体験学習等の環境教育や、環境講座の定期的な開催による環境学習の充実を図る必要があります。
- 環境フェア、環境見学会（ごみ処理・再生可能エネルギー施設等）など環境イベントを企画して、環境意識の醸成を図る必要があります。
- 今日の日まぐるしく変化する環境問題に対応するため、環境活動経験者や有識者との連携により、環境分野に対する考え方の転換を促す必要があります。

(2) 環境情報を共有する

現状

- 町広報誌やホームページに廃棄物関係、雫石町地球温暖化対策実行計画の進捗状況、PM2.5(岩手県測定)、放射線量・放射性物質の測定結果等の環境情報を掲載しています。
- 雫石町環境基本条例に基づき、町の取り組みをまとめた環境報告書を作成して、町ホームページに公表しています。
- 町民、事業者、町で組織する雫石町環境推進会議を開催して、廃棄物関連や環境保全についての協議を行っています。

課題

- 町広報誌やホームページ、SNSを積極的に活用して、環境に関する情報を随時発信する必要があります。

(3) 環境保全のための仕組みをつくる

現状

- 地域コミュニティ組織が、各地域の実情に合わせて草刈りやごみ拾い等の自主的な環境保全活動に取り組んでいます。
- 町内5企業が、*環境マネジメントシステム(*EMS)を認証取得しています。
- 町内事業者の協力のもと、事業者主催の環境報告会を毎年1回開催しています。

課題

- 地域との連携により、町民主体の環境保全活動を推進する必要があります。
- 事業者が、自らの環境保全活動の指針とする環境マネジメントシステム(EMS)を導入するなど、環境保全に配慮した事業活動に努める必要があります。
- 事業者が、地域住民に対して環境リスクの理解促進とリスク低減に向けた取り組みの周知を図るため、町民との間で*環境リスクコミュニケーションを推進し、環境報告会の開催を継続する必要があります。

第3章 みんなが望む環境像と実現するための考え方

第1節 みんなが望む環境像

前計画では、望ましい環境像として「環境を守り育てるまち」を定めました。

前計画の策定から11年が経過し、気候変動に伴う地球温暖化や海洋プラスチックごみによる生態系への影響といった地球規模の問題、直近では新型コロナウイルス感染症の拡大など、本町を取り巻く環境も日々変化しています。

しかしながら、本町が目指すべき環境像は、中長期的な視点で定められたものであることから、生活・自然環境の保全、循環型社会の構築等の現状と課題が変化しても変わらないものと考え、本計画では前計画で定めた環境像を継承し、環境基本計画における施策の方向を決定するものとして、私たちが目指すべき町の“みんなが望む環境像”を次のように定めます。

《みんなが望む環境像》

美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち

すべての町民は、人と自然とがいかに共生できるかを真剣に考え、先人たちが育んできた貴重な環境を後世に引き継いでいく責任があります。

このことから、すべての町民が、暮らしと経済活動の両面から、美しく豊かな栗石の環境を保全し、環境を守る活動を通じて、安全・安心な環境の中で自然と共に暮らせるまちを守り育て、未来を担う人々に伝えるよう持続可能なまちづくりを目指します。

第2節 施策の基本目標

みんなが望む環境像「美しく豊かな環境の保全と持続可能なまち」を目指すため、「雫石町環境基本条例」第8条に基づき、5つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

基本目標1 健康で快適に暮らせるまちをめざして(生活環境の保全)

みんなが健康で、快適に暮らせる良好な生活環境の保全を図ります。

(第三次雫石町総合計画 施策 4-1-1)

基本目標2 自然を守り育てるまちをめざして(自然環境の保全と景観の保持)

森林や農地、河川、湖沼などの多様な自然環境を適切に保全し、潤いのある美しい風景など景観の保持に努めるほか、*生物多様性の確保に努めます。

(第三次雫石町総合計画 施策 4-1-1、4-1-2)

基本目標3 環境負荷の少ないまちをめざして(循環型社会の構築)

廃棄物の排出抑制と減量、限られた資源のリサイクルに努め、循環型社会の構築を目指します。

(第三次雫石町総合計画 施策 4-2-2)

基本目標4 地球にやさしい低炭素型のまちをめざして(気候変動対策)

再生可能エネルギーの導入や活用、省エネルギーの普及など、地球温暖化の抑制に努め、低炭素型のまちづくりを目指します。

(第三次雫石町総合計画 施策 4-2-1)

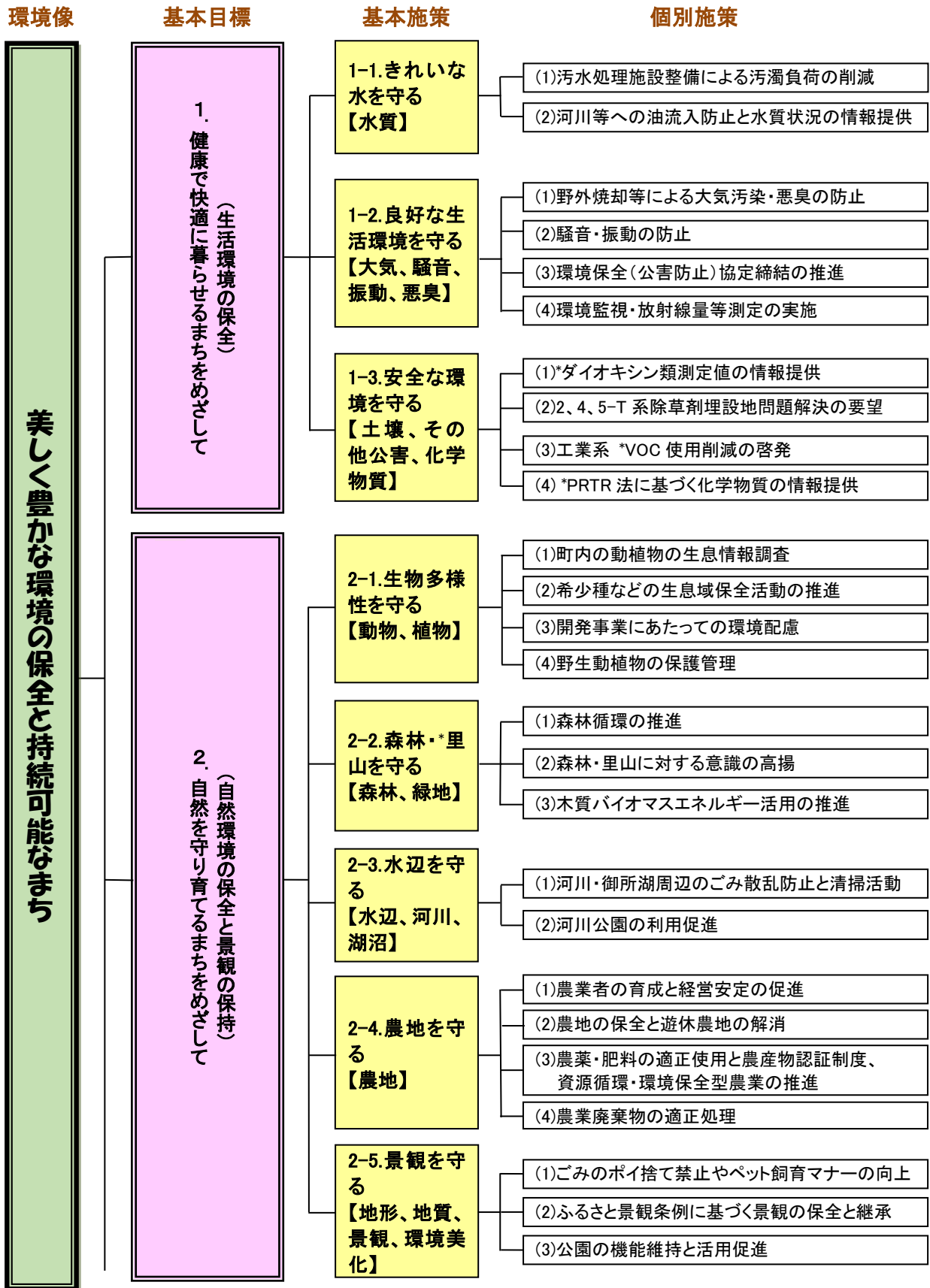
基本目標5 環境への意識の高いまちをめざして(環境保全への取り組み)

身近な生活環境から地球環境まで、広い分野にわたる環境問題について、みんな考え、地域や家庭、事業所などで身近にできる環境保全に取り組んでいきます。

(第三次雫石町総合計画 施策 4-1-1)

第3節 施策の体系

目指す環境像の実現に向けた、環境の保全及び創造に関する施策の体系は以下のとおりです。

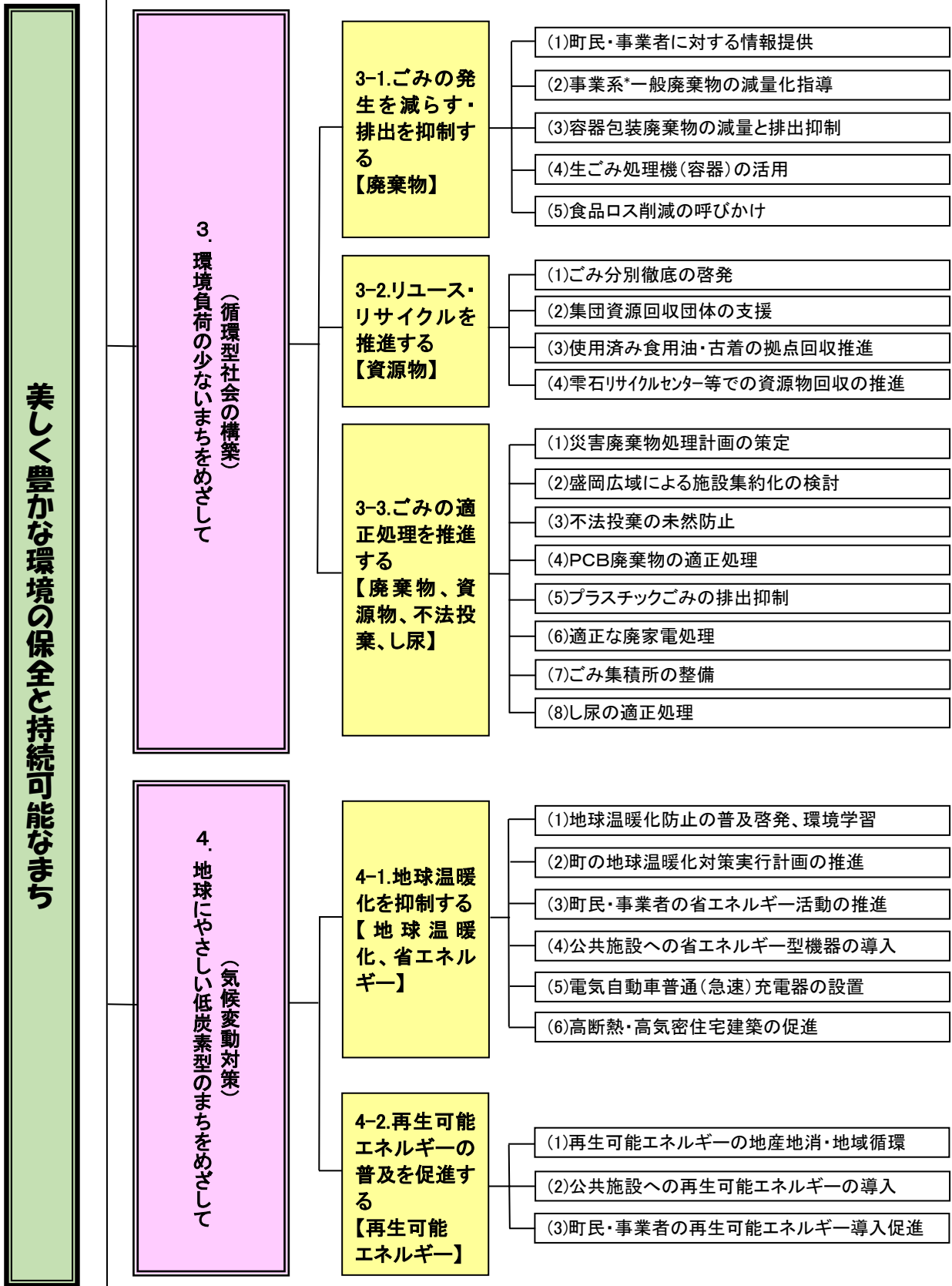


環境像

基本目標

基本施策

個別施策

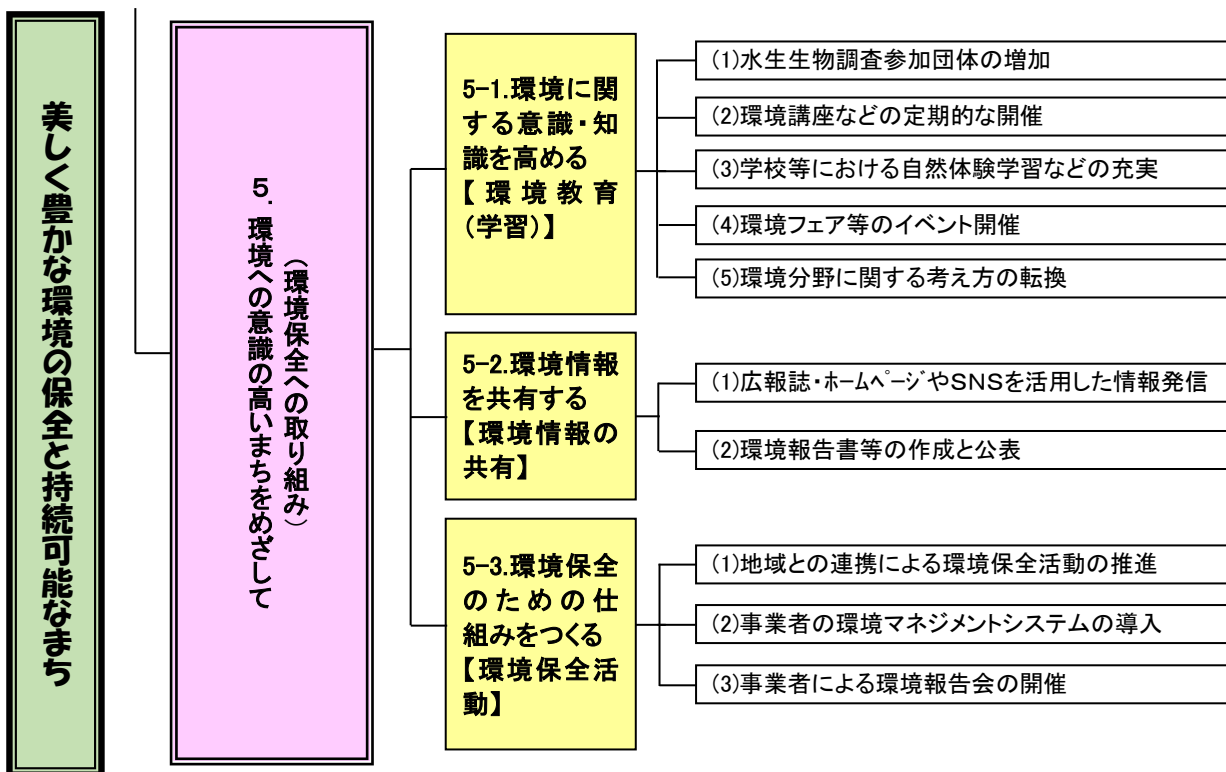


環境像

基本目標

基本施策

個別施策



第4章 みんなが望む環境像実現のための施策

この章では、町のみんが望む環境を実現するための取り組みの基本的な考え方と、町、町民、事業者がそれぞれ取り組むべき内容を示しています。

また、個別施策の取り組みによる目標達成状況の検証のため、環境指標と目標値をそれぞれ設定します。

《基本目標1》



健康で快適に暮らせるまちをめざして(生活環境の保全)

基本施策	個別施策
1-1 きれいな水を守る	(1) 污水处理施設整備による汚濁負荷の削減 (2) 河川等への油流入防止と水質状況の情報提供
1-2 良好な生活環境を守る	(1) 野外焼却等による大気汚染・悪臭の防止 (2) 騒音・振動の防止 (3) 環境保全（公害防止）協定締結の推進 (4) 環境監視・放射線量等測定の実施
1-3 安全な環境を守る	(1) ダイオキシン類測定値の情報提供 (2) 2、4、5-T系除草剤埋設地問題解決の要望 (3) 工業系VOC使用削減の啓発 (4) P R T R法に基づく化学物質の情報提供

◆ 環境指標と目標値 ◆

指標項目	第1期策定時実績	第二期策定時実績	目標値(R10)
水質環境基準達成率 (*BOD, *COD)	100% (H20)	100% (H30)	維持
污水处理3事業普及率	72.0% (H20)	82.9% (R元)	85%
環境保全協定締結数	7件 (H20)	7件 (R元)	8件
不適正事案件数	33件 (H20)	24件 (R元)	さらなる減少

1-1 きれいな水を守る

奥羽山系を源とする豊富で清冽な河川水や地下水は雫石町の宝であり、将来に向かって良好な水質を確保していくため、以下の取り組みを行います。

(1) 汚水処理施設整備による汚濁負荷の削減

生活排水からの水質汚濁負荷を減らすために、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備を地域の実情に合わせ効率的に進めるとともに、日常生活においても各主体で出来るだけ汚濁負荷を減らします。

(2) 河川等への油流入防止と水質状況の情報提供

交通事故やホームタンクの破損によりガソリンや灯油等が流出した場合には、河川等への流入を防止するとともに、万が一流入した場合には被害拡大防止に努めます。

また、雫石川（竜川）、葛根田川、鶯宿川、南川流域の計6地点（岩手県）、御所湖の1地点（国土交通省）の計7地点の水質測定結果を情報提供して、町民等の水質保全意識の高揚を図ります。

【町民の取り組み】

- 公共下水道等が整備されたときは、期限内に接続します。
- 食用油は使い切るようにし、使用済み食用油は拠点回収場所に出します。
- 食器や鍋などの油汚れは、拭き取ってから洗います。
- 米のとぎ汁は、植木などの水やりに利用します。
- 水切り袋と三角コーナーを利用して、調理くずを流さないようにします。
- シャンプー・リンスは、適量を使用します。

【事業者の取り組み】

- 事業所から排出される排水の処理施設などの維持管理を適切に行います。
- 排水の水質測定により汚染物質の排出量を把握し、汚濁負荷量の削減に努めます。
- 雨水の地下浸透に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 汚水処理施設の整備を進めます。
- 公共下水道等への早期接続をはたらきかけます。
- 合併処理浄化槽の設置を支援します。
- 生活排水対策に関する啓発を行います。
- 事業所からの排水による水質汚濁防止をはたらきかけます。
- 公共用水域の水質調査結果の情報提供を行います。
- 油漏れ事故への対応と事故防止についての情報を周知します。

1-2 良好な生活環境を守る

町民の良好な生活環境を保全するため、身近な公害を防ぐとともに環境の現況を把握するために必要な監視・測定など、以下の取り組みを行います。

(1) 野外焼却等による大気汚染・悪臭の防止

平成13年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、野焼きやたき火など例外的に認められている以外の野外焼却については、原則禁止であることから、周知・啓発・指導を徹底します。

また、岩手県から光化学オキシダント注意報が発令された場合は、町民等へ早期に周知します。

(2) 騒音・振動の防止

事業所や建設工事等に伴う騒音被害を防止するため、騒音・振動規制法を適切に運用し、生活・営業騒音など近隣騒音については、啓発と指導を強化して、騒音並びに振動の低減を図ります。

(3) 環境保全（公害防止）協定締結の推進

町や地域住民との公害防止協定等を締結し、環境対策に取り組んでいる工場・事業場を積極的にPRして、協定を締結する事業者の拡大を目指します。

(4) 環境監視・放射線量等測定の実施

科学的根拠に基づく環境行政ができるように、騒音・振動・悪臭などの監視・測定体制の整備に努めます。また、放射線量及び放射性物質の測定を実施して、町民・事業者に測定結果を周知します。

【町民の取り組み】

- 庭先などで家庭ごみを焼却しないようにします。
- ペットの鳴き声や夜間騒音など近隣の迷惑にならないようにします。
- エンジンの空ぶかしやアイドリングを控えます。

【事業者の取り組み】

- 業務用施設、空調、ボイラーなどの維持管理は適切に行います。
- 法律や条例に基づく届出を適正に行い、騒音・振動などの公害を防止します。
- 近隣住民の生活時間帯に配慮した作業に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 野外焼却に係る監視に努め、周知・啓発・指導を徹底します。
- 騒音や振動測定体制の整備を図り、啓発・指導に努めます。
- 公共工事を実施する際は、低騒音型の工法を採用するなど、周辺へ配慮します。
- 環境保全（公害防止）協定の締結を推進します。
- 放射線量及び放射性物質の測定を行い、町民・事業者に情報を周知します。

1-3 安全な環境を守る

これまで、岩手県が町内河川で実施したダイオキシン類を含む化学物質の調査では、環境

基準を超える測定値は検出されておりません。また、町内の国有林内に埋設されている2・4・5-T系除草剤について早期の恒久対策の実施を国へ要望するなど、今後も町民が安心して暮らせる環境を確保するため、以下の取り組みを行います。

(1) ダイオキシン類測定値の情報提供

岩手県が継続して実施している公共用水域のダイオキシン類の調査結果（町内は葛根田川、南川など計6地点）の情報収集に努め、町民に提供していきます。

(2) 2、4、5-T系除草剤埋設地問題解決の要望

2、4、5-T系除草剤が埋設されている国有林野を管理する東北森林管理局に対して、岩手県及び関係市町村で構成される「2・4・5-T系除草剤埋設地問題連絡協議会」を通じて、2、4、5-T系除草剤の恒久対策等の実施を、引き続き要望していきます。

(3) 工業系VOC使用削減の啓発

排出事業者に対して、工業系VOC（揮発性有機化合物）の使用削減を働きかけます。

(4) PRTR法に基づく化学物質の情報提供

PRTR法などで指定されている化学物質に関する情報について、分かりやすく町民に提供していきます。

【町民の取り組み】

- 有害化学物質に関する正確な情報収集を行い、正しい理解に努めます。
- 化学肥料や除草剤・殺虫剤の適正な使用に努めます。

【事業者の取り組み】

- 有害な化学物質を含む工業系VOCの使用と処理を適切に行い、環境汚染の防止に努めます。
- ダイオキシン類対策特別措置法や化学物質排出移動量届出制度（PRTR法）に基づき、化学物質を適正に管理します。

【町（行政）の取り組み】

- 公共用水域のダイオキシン類の調査結果の情報を収集し、公表します。
- 東北森林管理局に対して、2・4・5-T系除草剤の恒久対策等の実施を要望します。
- 工場・事業場におけるVOCや農薬の使用削減をはたらきかけます。
- 未規制の化学物質についても情報収集に努めます。

《基本目標2》



自然を守り育てるまちをめざして(自然環境の保全と景観の保持)

基本施策	個別施策
2-1 生物多様性を守る	(1) 町内の動植物の生息情報調査 (2) 希少種などの生息域保全活動の推進 (3) 開発事業にあたっての環境配慮 (4) 野生動植物の保護管理
2-2 森林・里山を守る	(1) 森林循環の推進 (2) 森林・里山に対する意識の高揚 (3) 木質バイオマスエネルギー活用の推進
2-3 水辺を守る	(1) 河川・御所湖周辺のごみ散乱防止と清掃活動 (2) 河川公園の利用促進
2-4 農地を守る	(1) 農業者の育成と経営安定の促進 (2) 農地の保全と遊休農地の解消 (3) 農薬・肥料の適正使用と農産物認証制度、資源循環・環境保全型農業の推進 (4) 農業廃棄物の適正処理
2-5 景観を守る	(1) ごみのポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上 (2) ふるさと景観条例に基づく景観の保全と継承 (3) 公園の機能維持と活用促進

◆ 環境指標と目標値 ◆

指標項目	第1期策定時実績	第二期策定時実績	目標値(R10)
*鳥獣保護区	5ヶ所(H20)	5ヶ所(R元)	維持
環境緑地保全地域	1ヶ所(H20)	1ヶ所(R元)	維持

◆ 施策の具体的な内容 ◆

2-1 生物多様性を守る

地球上の生きものは、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」は、この生態系の多様性に支えられていることから、町内の多種多様な野生生物を守るため、以下の取り組みを行います。

(1) 町内の動植物の生息情報調査

町内の動植物生息状況については、町ではこれまでに整理されたものはないことから、絶滅の恐れがある野生生物の状況や分布等を記載した「いわてレッドデータブック」の改正のための調査など、今後、県などが行う野生生物の現況調査に協力して、情報の整理を進めます。

また、地域における生物多様性の重要性について、町民等に普及啓発を図ります。

(2) 希少種などの生息域保全活動の推進

希少野生動植物の生息・生育情報の管理にあたっては、原則的にはその情報を明らかにして地域住民とともに保護していくことが望ましいと考えますが、乱獲などの問題もあるため、種によっては生育地情報を厳密に管理し、生息環境の維持に努めます。

また、高山植物については、自然公園保護管理員などの協力を得ながら盗採の監視と保護に努めます。

(3) 開発事業にあたっての環境配慮

町や事業者による開発事業にあたっては、事業の規模や特性、対象地の特質等に応じて、様々な形態で事前の調査・検討が行われ、野生生物への影響の回避・軽減措置が講じられるよう、関連制度の適切な運用に努めます。

(4) 野生動植物の保護管理

有害鳥獣による農作物、人的被害を防止するため、侵入防止柵の設置、罠や散弾銃を利用した捕獲及び駆除に努めます。

また、在来動植物に影響を及ぼす特定外来生物について、生息調査を行い、住民に周知するとともに、自然環境への影響が大きい特定外来生物の駆除に取り組みます。

特にも町内では、「オオハンゴンソウ」が生息域を拡大してきていることから、駆除体制を強化します。

【町民の取り組み】

- 身近な動植物に関心を持ち、特定外来生物や生物多様性について理解を深めます。
- 動植物をむやみに捕獲・採集・持ち帰りしないようにします。
- 自然環境保全活動に積極的に参加します。
- 特定外来生物の魚や動物を自然に放さないようにします。

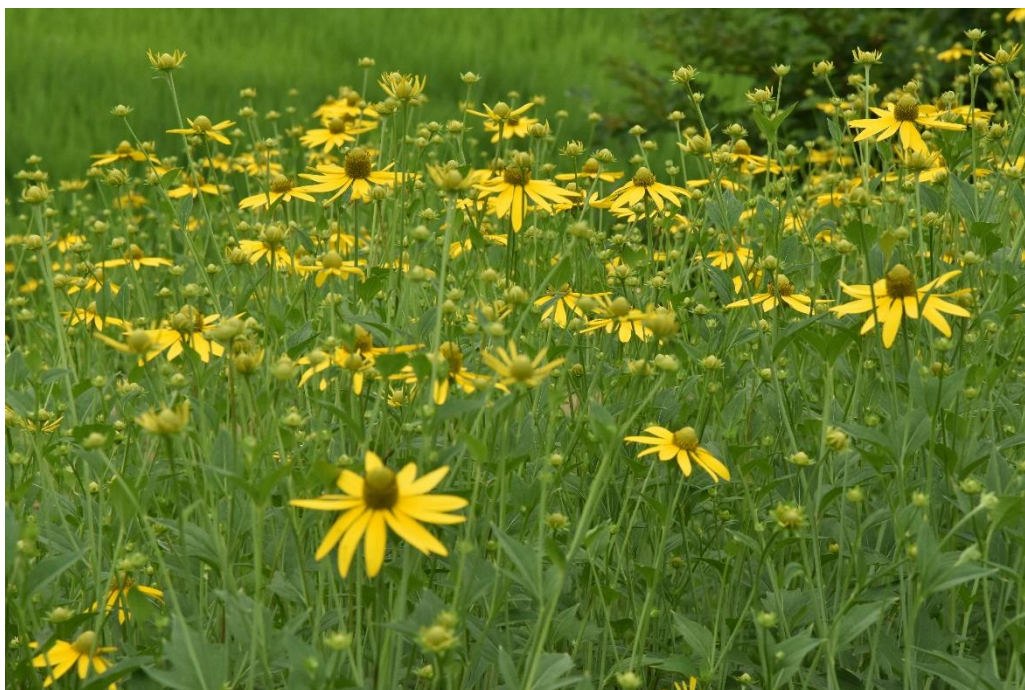
【事業者の取り組み】

- 身近な動植物に関心を持ち、特定外来生物や生物多様性について理解を深めます。
- 工場、事業場周辺の動植物の分布について把握します。
- 周囲の生態系への影響を最小限に抑えるよう配慮します。
- 地域で行われる自然環境保全活動に協力します。
- 町が行う自然環境保全施策に協力します。
- 開発事業にあたっては、野生生物への影響の回避・軽減に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 町内の動植物の生息・生育情報の整理を進めます。
- 生物多様性の重要性について、町民に対する啓発を図ります。
- 情報公開と種によっては、生育地情報を厳密に管理します。
- 生息が確認された希少種については、生息環境の保全に努めます。
- 開発事業にあたっては、野生生物への影響の回避・軽減に努めます。
- 侵入防止柵の設置、罠や散弾銃の利用による有害鳥獣の捕獲及び駆除に努めます。
- 特定外来生物（特にオオハンゴンソウ）についての情報を広報誌・ホームページ等により、町民に周知して、駆除を実施します。

特定外来生物のオオハンゴンソウ】



2-2 森林・里山を守る

樹木の生育だけでなく、多くの生物の生息地であり、*水源涵養、土砂災害の防止、生態系の維持あるいは空気を浄化するなど環境保全のための重要な役割を果たしている森林・里山を守るため、以下の取り組みを行います。

（1）森林循環の推進

地球温暖化抑制の観点から、自然環境に配慮した森林資源の循環が行われるよう、公有林の適正な管理、民有林の森林整備の支援を進めます。

(2) 森林・里山に対する意識の高揚

森林・里山の再生や維持について、育樹祭の開催や緑の募金、緑の少年団活動などを通じて、町民・事業者の理解と協力を求めて行きます。

(3) 木質バイオマスエネルギー活用の推進

間伐材など木質資源の有効活用として、チップやペレット、薪、木炭など木質バイオマスエネルギーとしての利活用を促進します。

【町民の取り組み】

- 身近な自然を活用するとともに、里山の再生や維持に協力します。
- 植林、森林整備活動などの林業体験に積極的に参加します。
- チップ、ペレット、薪、木炭など木質バイオマスエネルギーの利用に努めます。

【事業者の取り組み】

- 森林の環境保全機能を維持させるため、適正な管理・経営に努めます。
- チップ、ペレット、薪、木炭など木質バイオマスエネルギーの利用に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 雫石町森林整備計画に基づき、植林・間伐・保育等を計画的に行います。
- 民有林については、間伐を促進するため、補助制度の活用などを勧めます。
- 森林・里山を次世代へ引き継げるよう、育樹祭の開催や緑の募金、緑の少年団活動などを通じて、森林・里山を守り育てる意識の醸成を図ります。
- 間伐材を利用した木質バイオマスエネルギーの活用を推進します。

2-3 水辺を守る

町内には、奥羽山系からの3河川、葛根田川、雫石川、南川をはじめ多くの川や湧水、湖沼などの多様な水辺があり、これらの水辺は景観資源やレクリエーションの場となる他、動植物にとっても大切な生育環境となっています。このように多様な機能を有する水辺環境を守るため、以下の取り組みを行います。

(1) 河川・御所湖周辺のごみ散乱防止と清掃活動

町管理河川の機能維持のため、河川敷内における草刈り、清掃等を今後も継続実施します。また、御所湖の清流を守る会において年2回実施している清掃活動や湖面パトロールなどを町民に周知し、河川清掃活動への参加を促します。

(2) 河川公園の利用促進

竜川河川公園、葛根田川水辺公園など、町の河川公園4箇所 of 適正な機能維持を図るとともに、親水空間や町民の交流の場としての活用を図っていきます。

【町民の取り組み】

- 河川にごみを捨てたり、汚さないように努めます。
- 釣り糸や釣り針などは放置せず、きちんと後始末します。
- 河川や御所湖周辺の清掃活動に参加します。
- 河川公園などの親水空間を憩いの場として活用します。

【事業者の取り組み】

- 河川や御所湖周辺の清掃活動に参加します。
- 河川工事の際には、水辺環境に十分配慮します。

【町（行政）の取り組み】

- 河川や御所湖周辺の環境美化に関する意識を啓発します。
- 町民等へ河川や御所湖周辺の清掃活動への参加を促します。
- 河川公園の適正な維持管理と親水空間としての活用の拡大を図ります。

2-4 農地を守る

農業後継者や新規就農者などの担い手育成、農業経営の安定化を図り、耕作放棄地や農地の荒廃を防止し、有機農業等による環境保全型農業などの推進による農地の保全を図りながら、自然と調和した農業を継承していくため、以下の取り組みを行います。

（1）農業者の育成と経営安定の促進

若手農業者の新規就農、農業農村指導士などによる就農希望者の受入体制を支援します。

また、集落営農の組織化や法人化を推進し、適切な経営管理が行われるよう農業経営指導を行うなど、農業経営の改善や向上に向けた支援を行います。

（2）農地の保全と遊休農地の解消

農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、優良農用地の保全、耕作放棄地の解消及び農地荒廃の防止に取り組みます。

（3）農薬・肥料の適正使用と農産物認証制度、資源循環・環境保全型農業の推進

安全な農産物生産及び周辺環境への悪影響を少なくするため、農薬・肥料の適正使用を啓発します。

また、町内で生産された完熟堆肥を利用した安全・安心な農産物の認証と町内農産物提供店の認定を通じ、町内産農産物の価値を消費者へ周知し、町内における耕畜連携による資源循環型農業の促進と、有機農業や減農薬農業等の環境保全型農業を推進します。

（4）農業廃棄物の適正処理

「雫石町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」において、農業廃棄物（農業用廃プラスチック）回収を実施して、適正な収集処理を推進します。

【事業者（町民）の取り組み】

- 地域ぐるみによる農地利用の効率化、適切な経営管理に努め、農業経営の安定を図ります。
- 農業用水路・排水路等の清掃に努めます。
- 遊休農地の有効活用に努めます。
- 農地への過剰施肥を避け、有機農法、減農薬農法など環境保全型農業を進めます。
- 農薬・肥料の適正使用に努めます。
- 年2回行われる農業用廃プラスチック回収時に、農業廃棄物を排出します。

【町（行政）の取り組み】

- 多面的機能支払制度の運用により、農村環境整備の活動を支援します。
- 農業後継者や新規就農者の育成に努めます。
- 遊休農地の再生活用に努めます。
- 町内で生産された完熟堆肥を利用した安全・安心な農産物の認証と、町内農産物提供店の認定を通じ、町内産農産物の価値を消費者へ周知します。
- 農薬・肥料の適正使用や農業廃棄物の適正処理を啓発します。
- 「雫石町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」による農業用廃プラスチック回収を通じて、農業廃棄物の適正処理を推進します。

2-5 景観を守る

本町は、北は岩手山、西は秋田駒ヶ岳をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら奥羽山系の山並みに囲まれた盆地を形成し、町内を北西部から東に、葛根田川、雫石川、南川の3河川が貫流して御所湖に流入しており、これらの山々と河川・湖と田園風景が広がる自然豊かな景観を構成しています。

雫石らしい美しく豊かな風景や景色を守り育て次世代へ引き継ぐとともに、環境整備や人との交流を通じて、快適でうるおいのあるまちづくりを目指し、以下の取り組みを行います。

（1）ごみのポイ捨て禁止やペット飼育マナーの向上

ごみのポイ捨てを防止するため、不法投棄監視パトロールの実施や禁止看板の設置による啓発と、飼い犬や飼い猫が適正に飼われるよう、ペットの飼育マナーに係る情報提供を行います。

（2）ふるさと景観条例に基づく景観の保全と継承

岩手山を望む景観など、本町らしい田園景観の保全を図りながら守り育てます。
また、地域住民主体による沿道への植栽活動など、景観づくり活動への助言や支援を行います。

（3）公園の機能維持と活用促進

地域住民の憩いと安らぎの場として、快適性、安全性の確保に努めるとともに、地域住民や来訪者の交流の場として、公園の活用を促進します。

【町民の取り組み】

- まちの環境美化を目指し、ごみのポイ捨て禁止に協力します。
- ペットを散歩した際に排出された糞は、飼い主が持ち帰るようにします。
- 周囲の景観と調和した建物の外観を選定します。
- 敷地内の緑を増やすとともに、公園など身近な緑を守ります。
- 地域の清掃活動や植栽活動に積極的に参加します。
- 廃屋・廃棄自動車等の環境上支障のあるものを、長期間放置しないよう努めます。

【事業者の取り組み】

- まちの環境美化を目指し、ごみのポイ捨て禁止に協力します。
- 看板・広告塔などの設置にあたっては、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 工場、事業場内の緑を増やします。
- 地域の清掃活動や植栽活動への参加・支援に努めます。
- 廃屋・廃棄自動車等の環境上支障のあるものを、長期間放置しないよう努めます。

【町（行政）の取り組み】

- ごみのポイ捨てやペットの糞の放置を防止するため、啓発を行います。
- ふるさと景観条例に基づく景観の保全と形成を進めます。
- 町民・事業者による植栽などの景観づくり活動への助言や支援を行います。
- 景観に配慮した案内板や施設看板の整備を進めます。
- 雑草の繁茂や廃棄物の放置など、美観を損なう土地の適切な管理を指導します。
- 公園の快適性と安全の確保のため、適切な維持管理に努めます。
- 利用者が快適に利用できるよう、公衆トイレの清掃等維持管理に努めます。

《基本目標3》



環境負荷の少ないまちをめざして(循環型社会の構築)

基本施策	個別施策
3-1 ごみの発生を減らす・排出を抑制する	(1) 町民・事業者に対する情報提供 (2) 事業系一般廃棄物の減量化指導 (3) 容器包装廃棄物の減量と排出抑制 (4) 生ごみ処理機(容器)の活用 (5) 食品ロス削減の呼びかけ
3-2 リユース・リサイクルを推進する	(1) ごみ分別徹底の啓発 (2) 集団資源回収団体の支援 (3) 使用済み食用油・古着の拠点回収推進 (4) 零石リサイクルセンター等での資源物回収の推進
3-3 ごみの適正処理を推進する	(1) 災害廃棄物処理計画の策定 (2) 盛岡広域による施設集約化の検討 (3) 不法投棄の未然防止 (4) PCB廃棄物の適正処理 (5) プラスチックごみの排出抑制 (6) 適正な廃家電処理 (7) ごみ集積所の整備 (8) し尿の適正処理

◆ 環境指標と目標値 ◆

指標項目	第1期策定時実績	第二期策定時実績	目標値(R10)
1人1日当たりの ごみ排出量(生活系)	667g(H20)	793g(H30)	700g
一般廃棄物リサイクル率	30.4%(H20)	26.0%(R元)	30.0%
集団資源回収量	327ト(H20)	382ト(R元)	400ト
不法投棄回収量	1,960kg(H26)	1,100kg(R元)	1,000kg
使用済み食用油回収量	22,336L(H20)	14,331L(R元)	20,000L

◆ 施策の具体的な内容 ◆

3-1 ごみの発生を減らす・排出を抑制する

環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、*3つのR（リデュース-発生抑制、リユース-再使用、リサイクル-再生利用）の推進が必要です。その中で、ごみの発生及び排出の抑制について、以下の取り組みを行います。

（1）町民・事業者に対する情報提供

町広報誌へのごみ処理実績の記事の掲載による啓発とごみ減量化につながる取り組み事例の紹介や、町ホームページでの情報提供に努めます。

（2）事業系一般廃棄物の減量化指導

多量排出事業者に対して、事業活動に伴って発生したごみの減量化と再資源化の取り組みを推進していただくよう指導します。

（3）容器包装廃棄物の減量と排出抑制

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、令和元年6月に策定した「雫石町分別収集計画」により、容器包装廃棄物の排出を抑制します。

また、商品の過剰包装やレジ袋の使用を減らすため、マイ（エコ）バッグの普及をさらに推進します。

（4）生ごみ処理機（容器）の活用

一般家庭からの生ごみ排出量を抑制するため、生ごみ処理機等の購入費補助事業にて支援します。

（5）食品ロス削減の呼びかけ

買い過ぎ、作り過ぎにより、食品を生ごみにすることは、「もったいない」という意識啓発を行います。

【町民の取り組み】

- 必要なものを必要な量だけ買うように心がけます。
- 今あるものを大切に、長く使います。
- マイ（エコ）バッグを持参して、不要なレジ袋を購入しないようにします。
- 生ごみは、水切りを徹底して、水分を減らしてから捨てます。
- 食品を生ごみにすることは、「もったいない」という意識付けをします。

【事業者の取り組み】

- 商品の梱包や包装は、できるだけ簡素化します。
- 施設内からごみを出さずに生産する*ゼロ・エミッションの導入に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 町内のごみ処理実績を、毎月、広報誌に掲載し情報提供します。
- 廃棄物の削減・資源化の取り組みを啓発・指導します。
- 多量排出事業者に対して、ごみの排出を抑制するよう要請文書を発送します。
- 町内の事業者や各団体と協働して、容器包装の削減に努めます。
- 生ごみ処理機購入に対する補助制度の啓発を行い、支援します。
- 食品ロスの削減についての啓発を行い、町内の事業者に対しては、「もったいない・いわて☆食べきり協力店」への参加を促します。

【町内小学生による零石リサイクルセンター施設見学】



3-2 リユース・リサイクルを推進する

環境負荷の少ない循環型社会を形成するためには、ごみの発生及び排出を抑制するのみならず、リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）を推進する必要があることから、以下の取り組みを行います。

（１）ごみ分別徹底の啓発

資源物のリサイクルを進めるため、ごみの品目ごとの分別が徹底されるよう、町民並びに事業者の理解と協力を求めています。

（２）集団資源回収団体の支援

資源循環意識の高揚を図るため、集団資源回収に取り組む団体に奨励金を交付して、活動を奨励します。また、行政区や自治会等における資源ごみストックヤードの整備にあたっては、整備費補助事業にて支援します。

（３）使用済み食用油・古着の拠点回収推進

一般家庭等から排出される使用済み食用油や古着を拠点回収し、BDF化や再利用を推進します。

（４）雫石リサイクルセンター等での資源物回収の推進

雫石リサイクルセンターにおいて、異物の除去など選別を徹底して分別基準に合致させ、資源物をリサイクル業者に引き渡します。また、滝沢清掃センターの溶融炉から発生するメタル及びスラグを回収して、資源化を実施します。

【町民の取り組み】

- 「ごみカレンダー」や「資源ごみの出し方とごみの分類表」に記載されている分別のルールを守り、きちんと分別してごみを排出します。
- 地域での集団資源回収への参加やスーパーなどでの店頭回収に協力します。
- シャンプーやリンスなど詰め替え商品や再生品などを優先して、購入します。
- リサイクルショップやフリーマーケットを活用します。
- 使用済み食用油や古着を拠点回収場所へ出すようにします。

【事業者の取り組み】

- 分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 事業所内での再生紙の使用や古紙のリサイクルを進めます。

【町（行政）の取り組み】

- ごみの分別排出の徹底を呼びかけ、リサイクル率の向上を図ります。
- 集団資源回収団体の活動を奨励するため、奨励金の交付など支援します。
- 行政区や自治会等が設置する資源ごみストックヤードの整備を支援します。
- 使用済み食用油を拠点回収し、BDF化に協力します。
- 古着の拠点回収ボックスを配置します。
- 雫石リサイクルセンターにおいて、資源物の分別基準への適合を図ります。

3-3 ごみの適正処理を推進する

町では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成30年3月に「雫石町一般廃棄物処理基本計画」を策定して、町内で発生した全ての一般廃棄物を適正に処理しています。今後も、不法投棄の未然防止とごみ・し尿処理の効率化を目指し、以下の取り組みを行います。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

近年、頻繁に発生している大雨あるいは地震等の災害に備え、災害時に大量発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があることから、基本的事項を定めた「災害廃棄物処理計画」を策定します。

(2) 盛岡広域による施設集約化の検討

岩手県ごみ処理広域化計画に基づき、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会に引き続き参加し、ごみ中間処理施設広域化の検討を進めます。

(3) 不法投棄の未然防止

監視員によるパトロールの強化や監視カメラ・不法投棄禁止看板の設置など抑止啓発して未然防止に努め、不法投棄案件が発生した場合には、関係機関（盛岡広域振興局、盛岡西警察署）との連携のもとに、厳正に対処します。

(4) PCB廃棄物の適正処理

PCB廃棄物を処理期限までに適正処理するよう、事業者にも周知します。

(5) プラスチックごみの排出抑制

資源となるプラスチックごみは、分別して排出するよう周知し、道路脇や河川などにはポイ捨てしないよう注意喚起を行います。

(6) 適正な廃家電処理

家電リサイクル法により回収方法が決められている家庭用機器については、「ごみカレンダー」へ掲載するなどして情報提供し、適正な廃家電の引き渡しを促進します。

(7) ごみ集積所の整備

行政区や自治会等におけるごみ集積所の整備にあたり、整備費補助事業にて支援します。

(8) し尿の適正処理

盛岡地区衛生処理組合において、今後もし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

【町民の取り組み】

- 不法投棄をさせないよう監視の目もち、不法投棄の防止に協力します。
- プラスチックごみなどを道路脇や河川にポイ捨てをしないようにします。
- 家電リサイクル法により回収方法が決められている家庭用電気機器は、購入した家電小売店に依頼するか、家電リサイクル券を郵便局で購入して、指定取引場所へ直接搬入するなど適正に処理します。

【事業者の取り組み】

- 事業所から排出される廃棄物は、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行います。
- 事業を実施する際は、計画の段階で廃棄物減量のための事前評価を行うなど、廃棄物の排出抑制に努めます。
- PCB廃棄物を処理期限内に適正処理します。

【町（行政）の取り組み】

- 大雨あるいは地震等の災害に備え、「災害廃棄物処理計画」を策定します。
- 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の構成員として、ごみ中間処理施設広域化の検討を進めます。
- 監視パトロールや監視カメラ・不法投棄禁止看板を設置して、不法投棄を未然に防止します。
- PCB廃棄物を処理期限までに適正処理するよう、町民・事業者に周知します。
- 町民や事業者に対して、プラスチックごみの排出抑制、ポイ捨て禁止など広報誌等により啓発します。
- 家電リサイクル法対象機器の適正な処理について、町民・事業者に周知します。
- 行政区や自治会等が設置するごみ集積所の整備を支援します。
- 盛岡地区衛生処理組合において、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

【ごみ収集の様子】



《基本目標4》



地球にやさしい低炭素型のまちをめざして(気候変動対策)

基本施策

個別施策

4-1 地球温暖化を抑制する

- (1)地球温暖化防止の普及啓発、環境学習
- (2)町の地球温暖化対策実行計画の推進
- (3)町民・事業者の省エネルギー活動の推進
- (4)公共施設への省エネルギー型機器の導入
- (5)電気自動車普通（急速）充電器の設置
- (6)高断熱・高気密住宅建築の促進

4-2 再生可能エネルギーの普及を促進する

- (1)再生可能エネルギーの地産地消・地域循環
- (2)公共施設への再生可能エネルギーの導入
- (3)町民・事業者の再生可能エネルギー導入促進

◆ 環境指標と目標値 ◆

指標項目	第1期策定時実績	第二期策定時実績	目標値(R10)
クリーンエネルギー導入事業補助件数	—	255 件(R 元)	350 件
二酸化炭素排出量(役場)	4,470 トン(H20) <small>(指定管理施設含まない)</small>	4,824 トン(R 元) <small>(指定管理施設含む)</small>	4,583 トン <small>(第V期計画目標)</small>
低公害車導入率(役場)	5 % (H20)	18% (R 元)	25%
再生可能エネルギー導入公共施設数	0 施設(H20)	9 施設(R 元)	10 施設

◆ 施策の具体的な内容 ◆

4-1 地球温暖化を抑制する

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素の増大により、地球規模の温暖化が進行しており、今日、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっており、気候変動に関する国際的枠組みである「*パリ協定」が採択され、各国が温室効果ガスの排出削減の目標を定め、世界的に取り組みが進められています。

その原因が、私たちの日常生活と密接につながっていることから、地球温暖化を抑制するために、以下の取り組みを行います。

(1) 地球温暖化防止の普及啓発、環境学習

環境講座やしずくいし産業まつり時の環境展などのイベント実施による普及啓発や広報誌、町民カレンダー、ホームページ上に地球温暖化関連情報を掲載して情報を周知し、小中学校においては環境学習に取り組みます。

(2) 町の地球温暖化対策実行計画の推進

雫石町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業における温室効果ガスの排出量の調査と取りまとめを行い、省エネルギー機器の導入など削減に資する取り組みを推進します。また、同推進会議において評価・検討を行い、数値目標の達成を目指します。

(3) 町民・事業者の省エネルギー活動の推進

家庭向けの町民カレンダー環境家計簿や事業所向けのガイドラインの配布などにより、節電や低公害車への切り替えなど、町民・事業者における省エネ活動の啓発に努めます。

(4) 公共施設への省エネルギー型機器の導入

公共施設内の照明をLED照明へ切り替えるなど、省エネルギー型機器を積極的に導入します。

(5) 電気自動車普通（急速）充電器の設置

町内における電気自動車普通（急速）充電器の設置箇所の拡大を目指します。

(6) 高断熱・高气密住宅建築の促進

温室効果ガスの排出削減、ヒートショックの抑制など健康リスクの低減につながる高断熱・高气密の省エネルギー住宅建築の周知など、町民等の理解を促進します。

【町民の取り組み】

- 地球温暖化に関する関心を高め、知識を身につけます。
- 公共交通機関、自転車、徒歩による移動を心がけます。
- 自動車を購入するときは、低公害車を優先して選びます。
- アイドリングを控えるなど、*エコドライブを心がけます。
- 電気や燃料の節約に努め、省エネルギー型ライフスタイルを実践します。
- 商品を購入する際には、グリーン購入を心がけます。
- 住宅の新築、改築に当たっては、高断熱・高气密のものを選びます。

【事業者の取り組み】

- 社員・従業員の地球温暖化に対する意識を醸成します。
- 電気、燃料、水の節約に心がけ、エネルギーの有効利用に努めます。
- 環境マネジメントシステム（*EMS）の導入に努めます。
- 事業所内でのグリーン購入、低公害車導入に努めます。

【町(行政)の取り組み】

- 家庭での電気、ガス、灯油などの効率的な使い方を啓発します。
- 地球温暖化関連情報を広報誌等に掲載して、町民・事業者への周知に努めます。
- 環境学習やイベント等の実施、関連情報の周知により、普及啓発を図ります。
- 雫石町地球温暖化対策実行計画の確実な推進に努めます。
- 低公害車の導入を進めます。
- 町事業の物品購入にあたっては、グリーン購入を徹底します。
- 地球温暖化対策地域協議会（雫石環境パートナーシップが加入）の活動に協力します。
- 町内における電気自動車普通（急速）充電器の設置を促進します。
- 高断熱・高気密の省エネルギー型住宅建築に係る情報を町民等へ周知します。

4-2 再生可能エネルギーの普及を促進する

気候変動対策として、町・事業者・町民それぞれの立場における再生可能エネルギーの導入は有効な施策となっていることから、町内の恵まれたエネルギーポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入を推進して、持続可能なまちづくりを進めるために、以下の取り組みを行います。

（1）再生可能エネルギーの地産地消・地域循環

町における再生可能エネルギーの地産地消・地域循環の実現に向けて、「雫石町新エネルギービジョン（基本構想）」及び「雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」を踏まえ策定された「雫石町再生可能エネルギーマスタープラン（基本計画）」に基づき、本町の地域特性を活かした再生可能エネルギー導入促進などの取り組みを推進します。

（2）公共施設への再生可能エネルギーの導入

公共施設の内、特に指定避難所において災害時に強いエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーと安定した発電が可能な非常用発電機の導入を推進します。

（3）町民・事業者の再生可能エネルギー導入促進

町民の再生可能エネルギー設備導入にあたり、町では導入支援を行っていることから、その周知を徹底し、太陽熱、太陽光、木質バイオマス、蓄電池を利用した設備の導入を促進します。

また、事業者が設置する再生可能エネルギー設備については、自然環境・景観・町民の生活環境等に支障をきたさないよう、情報収集や指導に努め、適切な再生可能エネルギーの導入に協力します。

【町民の取り組み】

- 太陽光発電、木質バイオマスなどの再生可能エネルギー設備の活用を進めます。

【事業者の取り組み】

- 太陽光、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 地域環境と調和した再生可能エネルギーの導入を心がけます。

【町(行政)の取り組み】

- 公共施設への再生可能エネルギーと非常用発電機の導入を進めます。
- 町民の太陽光、木質バイオマスなど再生可能エネルギー設備の導入に対して、支援します。
- 民間事業者主体の地熱発電等再生可能エネルギー導入事業に協力します。



《基本目標5》

環境への意識の高いまちをめざして(環境保全への取り組み)

基本施策	個別施策
5-1 環境に関する意識・知識を高める	(1)水生生物調査参加団体の増加 (2)環境講座などの定期的な開催 (3)学校等における自然体験学習などの充実 (4)環境フェア等のイベント開催 (5)環境分野に関する考え方の転換
5-2 環境情報を共有する	(1)広報誌・ホームページやSNSを活用した情報発信 (2)環境報告書等の作成と公表
5-3 環境保全のための仕組みをつくる	(1)地域との連携による環境保全活動の推進 (2)事業者の環境マネジメントシステムの導入 (3)事業者による環境報告会の開催

◆ 環境指標と目標値 ◆

指標項目	第1期策定時実績	第2期策定時実績	目標値(R10)
*こどもエコクラブ登録数	1 団体 (H20)	1 団体 (R 元)	2 団体
水生生物水質調査参加団体数	1 団体 (H20)	1 団体 (R 元)	3 団体
環境講座受講者数	—	23 人 (H30)	25 人
県環境アドバイザー登録数	2 人 (H20)	4 人 (R 元)	5 人
県温暖化防止活動推進員登録数	3 人 (H20)	2 人 (R 元)	3 人

◆ 施策の具体的な内容 ◆

5-1 環境に関する意識・知識を高める

環境保全や環境負荷の低減など環境を良くするためには、住民一人ひとりの行動や町民・事業者の協力が不可欠であることから、町民・事業者の環境に対する意識・知識を高めるため、以下の取り組みを行います。

(1) 水生生物調査参加団体の増加

現在、登録団体が1団体である水生生物調査参加団体について、各小学校及び児童館等保育施設に依頼します。

(2) 環境講座などの定期的な開催

環境関連講演会や環境講座を定期的を開催して、町民・事業者の環境に対する意識・知識の高揚に努めます。

(3) 学校等における自然体験学習などの充実

具体的な体験を通じて、実際の生活や社会、自然のあり方を学べる環境学習や*地球温暖化を防ごう隊への参加を小・中学校等に依頼します。

(4) 環境フェア等のイベント開催

産業まつりでの「環境展」の開催や各種環境イベントなどあらゆる機会を捉え、環境施策の取り組みについてPRを行います。

(5) 環境分野に関する考え方の転換

今日の目まぐるしく変化する環境問題に対応するため、環境活動経験者や有識者との連携による講演会等の開催により、町民・事業者の環境分野全般に対する考え方の転換を促します。

【町民の取り組み】

- 環境学習の講習会やイベントなどに積極的に参加します。
- 小・中学校での環境学習に取り組みます。
- 家庭内でも環境問題について話し合う機会を設けて、意識の向上に努めます。

【事業者の取り組み】

- 社員・従業員に対する環境研修・環境教育の実施により、環境保全意識を高めます。
- 環境イベントなどの開催を検討します。

【町（行政）の取り組み】

- 水生生物による水質調査への参加を呼びかけます。
- 環境関連講演会や環境講座の定期的な開催を企画します。
- 学校等における自然体験学習などの環境学習を充実させます。
- 環境施策をPRする環境フェアや環境イベントを随時行います。
- 環境講演会等の開催により、環境分野全般に関する意識の変容を促します。

5-2 環境情報を共有する

環境保全や環境負荷の低減など環境を良くするためには、町民、事業者、行政の連携が必要であり、町の環境全般に関わる情報を広く情報を周知して共有できるよう、以下の取り組みを行います。

（1）広報誌・ホームページやSNSを活用した情報発信

広報誌やホームページ、SNSに各種環境情報を掲載し、情報発信に努めます。
また、町民や事業所からの環境関連情報の収集にも努めます。

（2）環境報告書等の作成と公表

雫石町環境基本条例に基づき、毎年、環境報告書を作成し公表します。

【町民の取り組み】

- 環境問題について自ら情報を収集して、正しい知識を深めます。
- 家庭内において、*環境家計簿などを付けます。

【事業者の取り組み】

- 事業所における環境情報を積極的に公表するよう努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 毎年、環境報告書を作成し公表します。
- 町民・事業者からの情報を積極的に収集します。
- 町民・事業者との情報交換の場を設定します。

5-3 環境保全のための仕組みをつくる

環境保全や環境負荷の低減など環境を良くするためには、個人での取り組みに加えて地域全体における環境保全の体制整備と活動が重要であることから、以下の取り組みを行います。

(1) 地域との連携による環境保全活動の推進

町民、事業者、町が協働して、地域単位の身近な環境テーマを取り上げ、それぞれの地域の資源や人材を活用しながら、清掃活動などの取り組みを進めることで、地域の問題解決能力を高めて、より大きな環境保全活動へ繋げていきます。

(2) 事業者の環境マネジメントシステムの導入

事業者自らが環境配慮を計画的に推進する環境マネジメントシステム（EMS）の導入・普及について、啓発します。

(3) 事業者による環境報告会の開催

地域住民を対象とした環境報告会の実施について、開催事業者に協力します。

【町民の取り組み】

- 環境問題に対する社会的責任を認識し、積極的に行動します。
- 事業者等が開催する環境報告会などに積極的に参加します。

【事業者の取り組み】

- リサイクル活動や清掃活動など、地域の環境保全活動に参加します。
- 事業計画の目標に環境保全項目を取り入れ、社内責任者の任命など、社内での体制整備に努めます。
- 環境マネジメントシステム（EMS）の導入に努めます。
- 環境報告会などの開催に努めます。

【町（行政）の取り組み】

- 地域との協働により、環境保全活動を推進します。
- 地域の環境保全活動に積極的に取り組んでいる町民、事業者等の交流の場を提供します。
- 環境マネジメントシステム（EMS）の導入・普及を啓発します。
- 環境報告会の開催及び参加事業者を呼びかけます。

第5章 計画の推進

第1節 推進体制

雫石町環境基本計画の実効性を高めていくためには、町・町民・事業者などの各主体がお互いの役割を理解し、意識を高め、自発的に行動していくことが必要です。また、地域組織や住民活動団体・NPOなどとの連携が必要です。

このことから、各主体の代表者で組織する推進組織や庁内の横断的な推進組織、近隣市町・県・国との連携協力などにより、計画の推進を図っていきます。

1. 町の推進体制

(1) 各課（出先機関を含む）

町における各種施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行うことによって、「町の取り組み」を着実に推進していきます。また、町民や事業者の取り組みに対する支援を積極的に行い、意見を施策に反映するように努めます。

(2) 庁内推進組織

町の施策や事業などの実施においては、総合的かつ計画的な展開が求められます。平成22年度に「環境基本計画推進会議」を設置し、職員の環境意識の向上とともに共通認識を深めるため、関係各課の環境保全に係る施策・事業を横断的に調整し、町の取り組みを積極的に推進しています。また、計画の進捗状況について、町の取り組みを中心に把握し、その公表、点検・評価、見直し・改善などを行います。

2. 町民・事業者等の推進体制

本計画の「望ましい環境像」を実現するためには、町、町民、事業者等が一体となって施策の推進を図っていく必要があります。このことから、町民は、日常における生活環境において環境負荷の少ない行動を心掛けること、事業者は事業活動の中で再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入や資源の循環活用に努めることが期待されます。

町では、平成26年度以降、町、町民、事業者等による「環境推進会議」を設置し、協働による効果的な施策の推進を図っています。

3. 環境審議会

雫石町環境基本条例第24条から第29条までの規定に基づき、町長の諮問機関として環境審議会が設置されています。審議会では、環境基本計画に関する審議を行います。毎年、審議会には計画の進捗状況の報告をし、計画の課題や取り組み方針などについての意見をいただきます。

4. 近隣市町・県・国

今日の幅広い環境問題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な見地が必要となることから、近隣市町や県、国などとの情報共有や連携・協力を図ります。

5. その他の推進方策

(1) 計画の周知

環境基本計画の計画書は、町のホームページへの掲載、各種イベントや様々なメディアを活用して、広く計画を周知します。

(2) 他の計画との調整

本計画は、雫石町総合計画をはじめ、他の計画と調整を図りながら推進します。

(3) 財源の確保

環境基本計画に掲げられた各種取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。

第2節 進行管理

計画を着実に推進していくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。そのため、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し・改善）」のマネジメントサイクルの考えを基本とする政策評価の手法により、進捗管理することとします。また、計画の進捗状況について、環境審議会に報告し、町民等へ広く公表して、町民や事業者と情報を共有します。

1. 計画策定・改定【Plan】

町は、町民や事業者の意見を広く取り入れた計画づくりを行います。

2. 計画実行【Do】

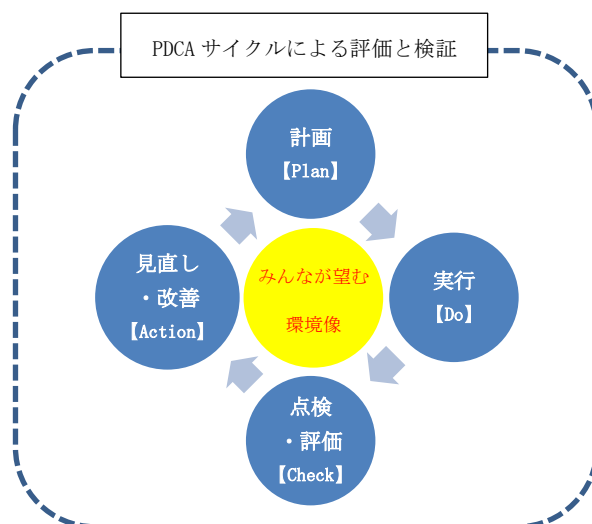
町は、各施策・事業の推進を図ります。また、町民と事業者、町が一体となって計画を推進します。

3. 点検・評価【Check】

町は、庁内推進組織が中心となって目標の達成状況、各施策・事業等の実施状況を取りまとめて点検・評価し、環境報告書を発行します。環境報告書は、毎年ホームページ等で公表して、町民・事業者から意見を募るとともに、環境審議会に報告して意見をいただきます。

4. 見直し・改善【Action】

町民、事業者及び環境審議会からの意見を踏まえ、町は施策・事業の見直しを行います。また、環境問題を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、環境関連技術の動向、町民の意識の変化などにも留意し、必要に応じて計画の見直しを行い、次年度以降の施策や事業に反映することとします。



参考資料1

第二期雫石町環境基本計画基礎調査

【目的】

第二期環境基本計画の策定のため、町民が普段思っている環境に関する意見や要望などを調査することを目的に実施する。

【調査対象者】

- (1) 一般町民 18歳以上の男女 500人
- (2) 事業者 100事業者

【抽出方法】

- (1) 一般町民 住民基本台帳から（地区別・男女別・年齢階層別）無作為抽出
- (2) 事業者 雫石商工会会員名簿より無作為抽出

【調査方法】

- (1) 一般町民 郵送によるアンケート方式
- (2) 事業者 同上

【調査期間】

令和2年3月24日から4月30日まで

【回答率】

- (1) 一般町民 回答者251人（回答率50.2%）
- (2) 事業者 53事業者（回答率53.0%）

町民アンケート基礎調査結果の概要

表－1 「川や堰の水のきれいさ」についての町民の認識

項 目	割 合
満足	39.8%
やや満足	36.3%
どちらともいえない	17.9%
やや不満	3.2%
不満	0.4%
無回答・不明	2.4%

注) 基礎調査結果の百分率は、四捨五入の関係で合計が100%にならないものがあります。

表－2 「川や堰の水のきれいさ」の変化についての町民の認識

項 目	割 合
良くなった	4.8%
やや良くなった	7.6%
変わらない	61.0%
やや悪くなった	14.7%
悪くなった	5.2%
無回答・不明	6.8%

表－3 「空気のきれいさ」についての町民の認識

項 目	割 合
満足	68.9%
やや満足	23.1%
どちらともいえない	6.4%
やや不満	0.0%
不満	0.0%
無回答・不明	1.6%

表-4 「空気のきれいさ」の変化についての町民の認識

項 目	割 合
良くなった	8.4%
やや良くなった	3.6%
変わらない	77.7%
やや悪くなった	4.8%
悪くなった	2.0%
無回答・不明	3.6%

表-5 「まちの静けさ」についての町民の認識

項 目	割 合
満足	51.8%
やや満足	27.9%
どちらともいえない	13.9%
やや不満	2.8%
不満	0.4%
無回答・不明	3.2%

表-6 「まちの静けさ」の変化についての町民の認識

項 目	割 合
良くなった	7.6%
やや良くなった	7.2%
変わらない	72.9%
やや悪くなった	6.0%
悪くなった	2.0%
無回答・不明	4.4%

表-7 「緑の豊かさ」についての町民の認識

項 目	割 合
満足	65.7%
やや満足	24.7%
どちらともいえない	5.2%
やや不満	2.0%
不満	0.0%
無回答・不明	2.4%

表-8 「緑の豊かさ」の変化についての町民の認識

項 目	割 合
良くなった	7.2%
やや良くなった	4.8%
変わらない	62.2%
やや悪くなった	17.5%
悪くなった	5.6%
無回答・不明	2.8%

表-9 「水辺の親しみやすさ」についての町民の認識

項 目	割 合
満足	33.1%
やや満足	22.7%
どちらともいえない	31.1%
やや不満	9.2%
不満	1.2%
無回答・不明	2.8%

表-10 「水辺の親しみやすさ」の変化についての町民の認識

項 目	割 合
良くなった	5.2%
やや良くなった	6.4%
変わらない	59.0%
やや悪くなった	14.7%
悪くなった	7.6%
無回答・不明	7.2%

表-11 「景色や街並みの景観」についての町民の認識

項 目	割 合
満足	27.9%
やや満足	33.1%
どちらともいえない	24.7%
やや不満	9.6%
不満	2.0%
無回答・不明	2.8%

表-12 「町の清潔さやきれいさ」についての町民の認識

項 目	割 合
満足	19.5%
やや満足	39.0%
どちらともいえない	29.5%
やや不満	8.4%
不満	0.8%
無回答・不明	2.8%

表-13 「環境保全や循環型社会の構築につながる取り組み（ごみの減量化）」

項 目	日常的に実施している	時々実施している	実施していない
マイバッグの持参によるレジ袋の不使用	41.2%	38.0%	20.8%
食品ロスをしない	55.5%	39.7%	4.9%
十分水をきってから生ごみを捨てている	68.7%	24.9%	6.4%
ごみ排出量の削減	37.4%	53.7%	8.9%

表-14 「環境保全や循環型社会の構築につながる取り組み（ごみの資源化）」

項 目	日常的に実施している	時々実施している	実施していない
資源ごみの分別	82.3%	15.3%	2.4%
再生品・詰め替え品の利用	60.1%	35.9%	4.0%
集団資源回収への参加	24.4%	37.0%	38.6%

表-15 「強く意識している地球環境問題」

項 目	割 合
地球温暖化	29.1%
プラスチックごみなどによる海洋の汚染	20.1%
特定外来生物による生態系への影響	13.1%
オゾン層の破壊	9.3%
*野生生物の種の減少	7.2%
*熱帯雨林の減少	5.7%
酸性雨	4.1%
*砂漠化の進行	4.1%
その他	0.7%
無回答	6.7%

表-16 「【町民】再生可能エネルギーや省エネルギー設備（システム）の導入状況」

項目	導入している	導入していない	導入を検討している	導入する予定は無い	無回答
ア 太陽光発電設備	9.6%	45.8%	3.6%	36.7%	4.4%
イ 木質燃料燃焼機器 (薪・ペレットストーブなど)	12.0%	43.0%	2.4%	37.8%	4.8%
ウ 太陽熱利用設備 (エコキュート・エコジョーズなど)	16.3%	42.2%	4.4%	31.5%	5.6%
エ 地中熱ヒートポンプ	0.4%	48.6%	0.8%	44.2%	6.0%
オ 小型風力発電	0.0%	47.4%	1.2%	45.8%	5.6%
カ 蓄電池	3.6%	45.8%	6.4%	38.6%	5.6%
キ 燃料電池（エネファーム）	0.0%	47.8%	1.6%	45.0%	5.6%
ク 電気（水素自動車）	0.4%	46.2%	7.6%	40.6%	5.2%

表-17 「【事業者】再生可能エネルギーの内、町で活用を進めるべきエネルギー（システム）」

項目	積極的に推進	推進する必要がある	あまり推進する必要はない	推進する必要はない	無回答・不明
ア 太陽光発電	20.0%	43.6%	16.4%	3.6%	16.4%
イ 風力発電	16.4%	41.8%	20.0%	9.1%	12.8%
ウ (中小) 水力発電	23.6%	32.7%	23.6%	1.8%	18.2%
エ 地熱発電	27.3%	36.4%	12.7%	3.6%	20.0%
オ バイオマス発電	21.8%	41.8%	12.7%	1.8%	21.9%
カ 太陽熱利用	14.5%	38.2%	20.0%	0.0%	27.3%
キ 雪氷熱利用	10.9%	29.1%	23.6%	1.8%	34.6%
ク 地中熱利用	12.7%	30.9%	16.4%	3.6%	36.4%
ケ バイオマス熱利用	12.7%	34.5%	18.2%	1.8%	32.8%
コ 蓄電池	21.8%	32.7%	10.9%	0.0%	34.6%
サ 燃料電池（エネファーム）	16.4%	29.1%	14.5%	3.6%	36.4%
シ 電気自動車への急速充電器設置	23.6%	38.2%	10.9%	3.6%	23.7%

参考資料2 SDGs (持続可能な開発目標)について







SDGs (持続可能な開発目標)とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。

持続可能な社会を実現するための17ゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを基本方針としています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGsに掲げる17のゴール】

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>*気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築</p>
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※ 公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES 作成による仮訳をベースに外務省編集

参考資料3

雫石町環境基本条例

平成19年6月14日

条例 第 22 号

目次

前 文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第8条－第11条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第12条－第23条）

第4章 環境審議会（第24条－第29条）

第5章 雑則（第30条）

附 則

前文

私たちのふるさと雫石は、岩手山、駒ヶ岳を中心とする雄大・秀麗な山岳美と清らかに澄んだ雫石川などの大自然に恵まれ、多くの温泉や広大な農場など牧歌的風景のある町として、四季の織りなす風景と歴史文化は、町民のみならず訪れる人々の心にもやすらぎを感じさせてくれる環境を今に伝えてきました。

しかし、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や豊かな自然の減少や破壊をもたらし、人類共通の生活基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼすようになってきています。

環境は、祖先から贈られたものであると同時に子孫からの預かりものです。私たち今を生きるものは、健全で恵み豊かな環境を享受する権利があると同時に、将来の世代に引き継ぐ責任と義務があります。

その責任と義務を果たすために、きれいな水や美しい森林などの資源は有限であることを自覚し、日常生活や事業活動などにおいて生活環境と自然環境両面に十分な配慮と工夫を行い、環境への負荷が少なく持続的に発展することのできる循環型社会を築く必要に迫られているといえるでしょう。

私たちは、町民、事業者及び町の協働によって、ふるさと雫石の自然環境の保全と創造を図り、潤いとやすらぎに満ちた町であり続けたいと願います。

環境問題は、ひたすら快適な生活を追求する私たちの生活態度がもたらしたものであるとの認識に立ち、暮らしと経済活動の両面から、美しい雫石を守り、育て、創り出していく日常の取り組みこそが、未来の雫石と美しい地球を守っていくことにつながることを信じ、ここに、雫石町環境基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）に定める循環と共生及び参加の精神に基づき、本町の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、これら施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって町民が自然と共生し、健康で文化的な生活を営むことのできる環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制や資源の循環的利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (5) 保全と創造 「保全」とは、環境を良好な状態に残しておくこと、維持していくことをいい、「創造」とは、失われた本来あるべき良好な環境の回復、又は再生及び代償措置をいう。また、快適で潤いのある豊かな環境を創り出すための、新しい価値観に基づく人材の育成、仕組みづくり並びに生き方及び生活様式の提案なども含まれる。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が安全かつ健康で文化的な生活の営みができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を負うことを基本として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるよう広域的かつ長期的に行わなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に従い、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷を低減し、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるおそれのある公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念に従い、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、町民に対して説明する責務を有する。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定をするに当たっては、町民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体等（以下「民間団体等」という。）の参画に対し、必要な措置を講ずる責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 通勤、通学又は旅行等で本町に滞在する者は、第4条に定める町民の責務に準じて環境の保全及び創造に努める責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本として各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、農地、緑地、河川、湖沼等における多様な自然環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。
- (3) 歴史的及び文化的資源を活用し、良好な景観の形成を図るとともに、潤いとやすらぎのある社会的環境を保全し創造すること。
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 環境に関する町民意識の向上を図るため、あらゆる機会を通して、環境教育及び環境学習の振興に努めること。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、雫石町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ町民、事業者及び民間団体等の意見を反映

するための必要な措置を講ずるものとする。

- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第10条 町は、環境優先の理念のもとに、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

- 2 事業者は、事業を実施するに当たり、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第11条 町長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策又は事業の実施状況等を明らかにし、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の推進)

第12条 町は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、事業者が法令等の規定によりその事業の実施前に自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第13条 町は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、規制その他必要な措置を講ずるものとする。

(公共用水域の水質保全)

第14条 町は、公共用水域の水質保全を図るため、生活雑排水の適正処理を促進するとともに、町民及び事業者が公共用水域における適正な排出方法について必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不法投棄及び野外焼却の防止)

第16条 町は、廃棄物の不法投棄及び野外焼却の防止について指導及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全型農業の促進)

第17条 町は、環境への負荷の低減と安全な食料の生産を図るため、環境保全型農業が促進されるよう必要

な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第18条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深め、具体的な行動に結びつけていくことができるよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第19条 町は、町民、事業者又は民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集、調査研究及び監視等の実施)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、情報の収集、調査研究、監視及び測定その他必要な措置を講ずるものとする。

(住民等意見の反映)

第21条 町民及び事業者は、町の良好な環境の保全と創造に関する施策に関して、町長に対し意見を申し出ることができる。

2 町長は、前項に規定する申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて第24条に規定する雫石町環境審議会の意見を聴くことができる。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 町は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第23条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第24条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、町長の諮問機関として雫石町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 環境基本計画に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な事項

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的な事項及び重要事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による住民代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に委員の互選により会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日条例第33号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料4

雫石町環境審議会委員名簿

◎ 会長

氏名	所属等	区分
◎小野田 敏行	岩手大学保健管理センター 教授・センター長	2号委員 (識見を有する者)
齊 藤 貢	岩手大学理工学部准教授	
前 田 武己	岩手大学農学部准教授	
大 西 尚樹	国立研究開発法人 森林研究整備機構 森林総合研究所 東北支所 生物多様性グループ 主任研究員	
鎌 田 徹	小岩井農牧株式会社 経営企画室長	
三 浦 雄二	東北電力株式会社 葛根田地熱発電所長	
中 川 真理子	雫石町婦人会長	3号委員 (各種団体の代表者)
外 村 利明	新岩手農業協同組合 雫石支所長	
三 浦 史人	盛岡広域振興局 保健福祉環境部環境衛生課長	4号委員 (関係行政機関の職員)
八 重 樫 満	岩手県環境保健研究センター 副所長	

(任期 令和2年3月13日から令和4年3月12日まで)

用語集

【ア行】

アイドリングストップ

大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの問題を解決するため、エネルギーの使用低減、温室効果ガスとなる排気ガスの削減を目的に、必要以上の暖気運転をしないなど自動車のエンジンを停止させることをいいます。

EMS

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS-Environmental Management System)とといいます。EMSには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 があります。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことで、家庭から排出される普通ごみなどの生活系廃棄物と事業所などから事業活動に伴って排出される事業系廃棄物の2つがあり、各市町村が収集・運搬・処理することになっています。

エコカー

自動車の排気ガスによる大気汚染や地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出など、自動車による人の健康や環境への影響が指摘されています。そのため、排出ガスによる負荷が少なく、環境にやさしい自動車が開発され、これをエコカーと呼んでいます。

現在、実用段階にあるエコカーとしては、①天然ガス自動車、②電気自動車、③ハイブリッド自動車、④メタノール自動車、⑤水素自動車、⑤低燃費かつ低排出ガス認定車のことを言っていますが、近年、燃料電池自動車、DME（ジメチルエーテル）自動車、スーパークリーンディーゼル車など、次世代エコカーの開発が進められています。

エコツーリズム

その地域の人々から自然、文化、歴史を学ぶ観光形態のことをいい、主なところでは農林業体験等を行うグリーンツーリズム等があります。

エコドライブ

自動車を運転するときに、アイドリングストップする、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、不要な荷物を載せないなど、ちょっとした気配りをすれば燃料を節約でき、二酸化炭素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減することができます。このように環境にやさしい運転をエコドライブといいます。

温室効果ガス

太陽光線により温められた地表面から放射された紫外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことを言い、産業革命以降、人間の経済などの活動により濃度が上昇し、地球温暖化に繋がる要因となっています。温室効果ガスの種類としては、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) などがあります。

【力行】

外来生物

外来生物とは、元々その地域に生息していなかったものが、人間の活動により外国など他の地域から持ち込まれた生物をいいます。身近な例としては、シロツメクサ、アメリカザリガニやホテイアオイも外来生物です。多くの場合は自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応していますが、外来生物法に規定される特定外来生物は、地域の在来種を絶滅の危機に追いやる可能性があります。特定外来生物の種類としては、オオクチバスやアライグマといった動物、オオハンゴンソウなどの植物があります。

海洋の汚染

海はもともと浄化機能をもち、多少の汚染物質は自ら処理する力を持っています。しかし、人間の活動によって排出される汚染物質の量は自然界の浄化能力では処理できないレベルまで達しています。その結果、このまま汚染が進めば海洋生物の死滅、海産食料の消失に繋がる恐れがあります。

環境

私たちを取り囲んでいる周りの世界。人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合うもの。また、その外界の状態。自然環境のほかには社会的、文化的な環境などもあります。(用例：「環境が良い」「環境に左右される」「家庭環境」「環境破壊」「環境保全」)

環境アドバイザー

環境アドバイザーは、県が「岩手県環境アドバイザー設置要綱」に基づいて委嘱している環

境問題に造詣の深い人たちのことで、住民・事業者からの派遣要請に応じて、地域で開催される環境問題（環境保全・ごみの減量化・自然保護等）に関する研修会や自然観察会、水生生物調査などの現地指導に講師として派遣され、講演や活動などを行います。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施による環境悪化を未然に防止する観点から、事業の実施に先立ち、予めその事業がもたらす環境への影響を調査・予測・評価を行い、環境保全措置を行うなど、適正な環境配慮を行うものです。

環境家計簿

環境家計簿とは、環境にやさしい行動を心がけて生活を送る家庭（エコファミリー）を支援する環境省の「我が家の環境大臣」事業の一環で、使用したエネルギー量（電気・ガス・水道・ガソリン）を記録することで、排出した二酸化炭素量がチェックできるツールです。町民カレンダーに掲載しており、家庭でのエコな取り組みの目安になりますので、ぜひご利用ください。

環境基準

環境基本法第 16 条で定められた「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことで、国で定めている基準です。

環境基本法

平成 5 年 11 月 19 日に公布された法律で、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律です。

環境月間

平成 3 年度から環境省の主唱により、毎年 6 月の一ヶ月間を設定しています。環境月間中は、全国で環境に関する様々な行事や取り組みなどが行われます。6 月 5 日は、「環境の日」。

環境保全協定（公害防止協定）

地域における環境保全の 1 つの手段として、地域に進出しようとする企業或いは既に操業している企業と、地方公共団体や住民団体との間で締結される協定のことで、法律や条例による一律的対応を補完する内容となっています。

環境ホルモン

生体の恒常性、生殖、発生あるいは行動に関与する種々の生体内のホルモンの合成、分泌、体内輸送、結合、作用、あるいはその除去など諸課程を阻害する性質をもつ外来性の物質のことで、常に環境中にあり、人間を含む生物の本来のホルモン作用をかく乱する影響が指摘されています。

環境リスクコミュニケーション

環境に与えるリスク（危険性）などの化学物質に関する情報を、町民、事業者、行政等の全ての関係者が共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいいます。化学物質による環境リスクを減らす取り組みを進める基礎となるものです。

気候変動

長い時間で見ただけの地球規模での気候の変動や変化のことで、自然的要因と人為的要因の2つの要因によって、気候変動が起こっていると考えられています。

グリーン購入

グリーン製品（環境に配慮した製品、積極的に環境保全に取り組んでいる企業の製品）を優先的に購入することで、2001年4月施行の「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）では、国及び自治体のグリーン購入は責務として位置付けられ、民間に対しては、できる限りグリーン製品等を選択（一般的責務）することとされています。

光化学オキシダント

工場からの煙や車の排気ガスには窒素酸化物や炭化水素といった物質が含まれています。これらの物質は、日光（紫外線）によって、光化学反応を起こし光化学オキシダントという新たな物質に変化します。特に、夏の風の弱くて晴れた日には、オキシダント濃度が高くなり白いモヤがかかったようになります。光化学オキシダントが発生すると、目やのどの痛み、頭痛などを引き起こします。

光害

都市化や交通網の発達などによる屋外照明の過大使用により、星が見えにくくなったり、動植物や人体への影響が発生することを言います。

こどもエコクラブ

子ども達が、地域の中で仲間と一緒に地域や地球環境に関する学習や活動を展開できるよう、幼児から小・中学生までを対象としたクラブを設立し、その活動を支援するため、平成7年度に当時の環境庁（現環境省）が主体となり、発足した事業です。

コンポスト容器

家庭から排出される生ごみを堆肥化（コンポスト化）する装置です。町では、電動生ごみ処理器や庭などにプラスチック製の円柱を埋め込む「家庭用コンポスト容器」の購入補助を行っています。

【サ行】

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、水力、バイオマスなど自然環境の中で枯渇することなく、絶えず供給され、繰り返し利用できるエネルギーのことをいいます。再生可能エネルギーは、電気の発電、熱源としての利用の他、二酸化炭素をほぼ排出しないことから、温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入は、有効な取り組みといえます。

里山

里山とは、人里近くにあつて人々の生活と結びついた山や森林のことを指します。人の手が入っていない「手付かずの自然」ではなく、人が暮らすことによって作り上げられた自然環境を意味しています。たとえば、燃料や家畜の餌、あるいは山菜やキノコの採取などに利用されてきた森林や、人が暮らすために必要な水田や畑を含んだ環境を里山と呼んでいます。今、里山の保全が求められているのは、里山独自の生態系の維持のほか、里山のある暮らしは持続可能な生活のモデルケースとして期待されているからです。

産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、がれき類などの19種類の廃棄物のことをいいます。

酸性雨

酸性雨とは主に化石燃料（石炭や石油）の燃焼に伴い排出される SO_x （硫黄酸化物）、 NO_x （窒素酸化物）などが大気中で酸化されて硫酸イオンや硝酸イオンになり、これが雨水に溶け込み酸性（ $pH5.6$ 以下）を示す雨のことです。その結果、土壌の酸性化による樹木の衰退や湖沼の酸性化、遺跡等建造物への影響が懸念されます。

COD

COD（化学的酸素要求量）とは、水中の有機性汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量のことを言います。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示します。海域や湖沼の汚染指標として用いられます。

雫石十四景

美しく豊かな雫石の中でも、特に美しいと言われている次の十四か所が認定されています。

○小岩井農場の一本桜と岩手山 ○生森山（セツ森）からのパノラマ ○雫石川園地の桜並木 ○鶯宿温泉の逢滝・夕滝 ○御所 矢櫃の溪流 ○御所街道の男助山と女助山 ○橋場街道 舟原の紅葉 ○残雪の駒ヶ岳 ○国見温泉と鹿倉橋の紅葉 ○千沼ヶ原湿原 ○葛根田溪谷と玄武の大岩屋 ○滝ノ上温泉 鳥越の滝 ○長山街道の弘法桜 ○網張温泉 犬倉の冬景色

循環型社会

循環型社会形成推進基本法による「循環型社会」とは、「①廃棄物の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。」と提示されています。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、消費期限を迎えた食品や食材の余り、残渣など、本来食べられるのにも関わらず、廃棄されている食品のことをいいます。

省エネルギー

エネルギーの合理化や効率化を図ったり、むだを省いたりすることで節約し、エネルギーの消費を減らすことを言い、地球温暖化対策の手段として普及啓発を行っています。日本における省エネルギー政策は古く、1970年代にはスタートしてエネルギー消費効率の改善が、現在まで進められていますが、エネルギー需要の増大に伴い、今後はなお一層の推進が求められています。

新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス発電、④中小規模水力発電、⑤地熱発電、⑥太陽熱利用、⑦温度差熱利用、⑧バイオマス熱利用、⑨雪氷熱利用、⑩バイオマス燃料製造の10種類が指定されています。

なお、新エネルギーは、再生可能エネルギーの中に含まれる位置づけになります。

水源涵養

森林がもつ機能で、雨水を地下に浸透させ、河川に流れ込む水の量を平準化して、保水量を高める他、汚濁物質の河川流入の防止や洪水調節に優れた機能を有します。

水生生物調査

川の中には、魚や水生昆虫、貝類やサワガニなどさまざまな生き物が住んでおり、これらを水生生物といいます。これらの水生生物は、水質汚濁などの影響を受けることから、河川に生息する水生生物を用いて、水域の水の汚れの程度（水質）を判定することができます。

水質の判定に使う生物を「指標生物」といい、調査した川に多く見られた指標生物の種類によって水質階級をⅠきれいな水、Ⅱ少し汚れた水、Ⅲ汚れた水、Ⅳ大変汚れた水の4段階に判定します。

3R（スリーアール）

リデュース（ごみの発生を抑制する、ごみを減らす）、リユース（繰り返して使う）、リサイクル（再生利用する）の3つの英語の頭文字をとって呼ばれる循環型社会を形成していくための環境配慮行動になります。さらに、リフューズ（ごみになるものを買わない）やリペア（修理して使う）を加えて5Rという場合もあります。

生活排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水で、1日1人当たりの排出負荷量（汚染物質濃度×排出量）はBOD43gで、このうち、トイレからの負荷量は13g（30%）その他の生活排水からの負荷量は30g（70%）であると言われています。負荷量の大きいその他の生活排水をそのまま排出すると水路や河川を汚染することになるので、下水道や合併浄化槽などで処理することによる、環境負荷の低減が望まれます。

ゼロ・エミッション

ゼロ・エミッション（資源循環型の社会システム）とは、製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのことです。

【夕行】

ダイオキシン類

ダイオキシンは、塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品等の合成において予期せぬ副生成物として生成し、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDDs）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。但し、ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義されました。

急性毒性の他、催奇形性、発がん性、内分泌攪乱性などの毒性が疑われています。

地球温暖化

人類の活動により、大気中の二酸化炭素やメタン等の濃度が高くなって温室効果が強まり、その結果、地球の平均気温が上昇してきており（地球温暖化）、このまま放置すると、海面上昇による土地の浸食、気候変動による農作物の収穫量減少や災害の多発、熱帯性感染症の高緯度地域での蔓延、生物生息域の変化や絶滅する種の増加など人類や生態系に影響を及ぼすことが懸念されます。

地球温暖化を防ごう隊

岩手県では小学生を対象に「地球温暖化を防ごう隊」の活動を実施しています。児童を「地球温暖化を防ごう隊員」に任命し、専用のノートを配布。各家庭において地球温暖化対策を任務として遂行してもらいながら、普段の生活の見直しや環境にやさしい取り組みなどに気づき、実践して、家庭での省エネルギー活動に対する知識と理解を深めることを目的とした事業です。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は県知事が指定する区域のことです。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されています。

現在、雫石では、御所ダム、鶯宿、小岩井農場、篠崎、雫石市街地が指定されています。

低公害車

燃料電池自動車、ハイブリッド車や電気自動車など、大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない環境への負荷が少ない自動車のことをいいます。

特定外来生物

特定外来生物とは、もともとその地域になかったのに、人間活動によって、他の地域からもちこまれた生物（外来生物）のうち、地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりするもので「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されています。栽培や生きたままの運搬、譲渡等が原則禁止されており、違反すると罰則があります。

町内でも 特定外来生物のうち「オオハンゴンソウ」などがよく見かけられます。

【ナ行】

熱帯雨林の減少

アジアや南アメリカの低緯度地域に分布する熱帯雨林が伐採や開墾により 1990 年までの 30 年間に 4 億 5 千万 ha（日本の面積の 12 倍）消失しました。この結果、多様な動植物の生態系

の破壊や遺伝子資源の消失を招いています。

【八行】

バイオマスエネルギー

生物の作り出す有機物を利用する再生可能なエネルギーのことで木材などを直接燃やしたり、メタンやアルコールなどに変えて利用したりします。太陽のエネルギーを使って植物は光合成によりバイオマス（太陽エネルギーを貯えた生物体）を毎年 2000 億トン（世界の年間全エネルギーの約 8 倍）も作っていますが、これをそのまま放置せず、その一部を電力や熱エネルギーとして使おうというものです。バイオマスを利用しても、もともと大気中の二酸化炭素を固定したものであるため、利用と同時に植林などバイオマス用に植物を育成すれば大気中の二酸化炭素を増やさないクリーンで再生可能なエネルギーとなります。

パリ協定

2015 年 12 月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約国会議（COP21）において採択された新たな気候変動対策に関する国際条約のことで、全ての国が長期目標達成を念頭に置いた温室効果ガスの削減戦略を 5 年ごとに提出・更新することが求められています。

PRTR

PRTR（化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

ビオトープ

ドイツ語の「生物」をあらわす Bio と、場所を意味する Top の合成語で、「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域」と定義されています。野生生物の生息や移動のカギとなる場所を確保することで、地域の生態系の維持・向上に大きく寄与することを期待して、その保護や創造が試みられています。

BOD

BOD（生物学的酸素要求量）とは、水質の有機系の汚濁の指標となる項目で、細菌が水中の有機物を分解する際に消費される酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示します。河川水質の汚染指標として用いられます。

BDF

BDF（バイオディーゼルフェューエル）とは、植物油や動物油脂及び廃食用油（天ぷら油等）から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つです。原

料となる油脂にアルカリとメチルアルコールを加えて反応させ、エステル交換によりグリセリンを取り除き、粘度を下げるなどの化学処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにしています。主成分は脂肪酸メチルエステルで、副生物のグリセリンは別途処理する必要があります。

VOC

VOC（揮発性有機化合物）とは、常温常圧で空気中に容易に揮発する有機化合物の総称で、に人工合成されたものを指します。大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントやSPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与していると考えられ、2004年の大気汚染防止法改正により、排出が規制されるようになりました。主に炭化水素系物質ですが、炭素、水素以外の元素が入っているものも含むため、炭化水素類より概念的には広くなります。

フードバンク

売り物にならなかった食品や家庭にある不必要な食品を集め、経済的な理由で食事に困っている方や団体などに、無償で食品を配布する取り組みのことをいいます。

【マ行】

マニフェストシステム

マニフェストシステム（産業廃棄物管理票制度）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（伝票）に産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載して交付することで取り扱い上の注意事項を処理業者に伝えるとともに、処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることで処理の完了を確認できるという、適正な廃棄物処理を確保する制度です。マニフェスト用紙は各県の産業廃棄物協会で購入できます。また、インターネットを利用した電子マニフェストシステムも運用されています。

メタル及びスラグ

廃棄物を焼却処理した場合には、焼却残さが発生しますが、現在、雫石町が一般廃棄物の処理を委託している滝沢市ごみちゃんセンターでは溶融処理が行われています。溶融処理では、焼却処理よりも高い温度（1,200℃以上）で加熱されることから、不燃物も溶融されます。比重の大きいメタル（金属類）は下層に、軽いスラグ（ガラス質）部は上層に分離し、これらを別々に取り出し冷却したものが、メタル（溶融メタル）とスラグ（溶融スラグ）となります。メタルは鉄、二酸化ケイ素、銅の割合が高く全体の約80%を占めており、金属として再利用され、スラグは二酸化ケイ素、酸化カルシウム、酸化アルミニウムの三成分で全体の約90%を占めており、路盤材原料またはコンクリート骨材等として利用されています。

【ヤ行】

野外焼却禁止

ダイオキシン類等の発生による健康への被害や生活環境への支障を防止するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を用いず、野外で廃棄物等を焼却することを原則として禁止しています。

ただし、次に掲げる焼却は例外行為とされています。

- ①風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 例) どんと焼き
- ②農業、林業を営むために止むを得ないものとして行われる焼却 例) 稲わら焼き
- ③たき火やその他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって、軽微なもの
例) バーベキュー、キャンプファイヤー

野生生物の種の減少

野生生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。野生動植物はまた、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

野生生物の世界は、生態系、生物群集、個体群、種等様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保護する必要がありますが、中でも種は、野生生物の世界における基本単位であり、その保存は極めて重要とされています。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれがある種が数多く生じています。種の絶滅は野生生物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させることとなります。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められています。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。

【ユニバーサルデザインの7原則】

- どんな人でも公平に使えること
- 使う上で自由度が高いこと
- 使い方が簡単で、すぐに分かること
- 必要な情報がすぐ分かること
- うっかりミスが危険につながらないこと
- 身体への負担がかかりづらいこと（弱い力でも使えること）

- 接近や利用するための十分な大きさと空間を確保すること

【ラ行】

ライフサイクルアセスメント

製品の原材料から生産・流通・消費・廃棄（リサイクル）など全ての段階を通して環境に与える負荷を客観的・定量的に評価する手法のことをいいます。

リサイクル法

リサイクルとは、使用済み物品を原材料として再利用等を行うことであり、対象物品を個別の法律で定めているのが、各リサイクル法です。現在は、次の6つの個別法が制定されています。

- 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律）
平成9年4月から、PET ボトルやプラスチック容器の再商品化が始まり、平成12年4月からはその他紙製品類、その他プラスチック類の容器包装を対象に、消費者、行政、メーカーに再商品化を義務付けています。
- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）
エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、電気冷蔵庫、電気洗濯機、衣類乾燥機の家電5品目を対象に、消費者の再商品化などに要する費用の負担、販売店の消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーの再商品化をそれぞれ義務付けています。
- 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）
デジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器に含まれる金属やその他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を義務付けています。
- 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）
使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを義務付けています。
- 食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）
外食産業など、食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について、飼料や肥料などへの再資源化を義務付けています。
- 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務付けています。

粒子状物質

粒子状物質（PM）とは、個体及び液体の粒のことを言い、工場などから排出されるもの（ばいじん）や、物の粉砕などにより発生するもの（粉じん）、ディーゼル車の排出ガスに含まれるもの（黒煙）などがあります。その他、土ぼこりや黄砂などの自然現象によるものもあります。

粒子状物質（PM）のうち、粒径 10 ミクロン（ $10\mu\text{m}$ ）以下の小さいものを特に浮遊粒子状物質（SPM）と呼びます。小さなため大気中に長時間とどまり、肺や気管などに沈着しやすく、呼吸器疾患への影響があると言われていています。この浮遊粒子状物質（SPM）については、「1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること」という環境基準が設定されています。

浮遊粒子状物質（SPM）の中でも、ディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子については、以前から発がん性が疑われているほか、最近では、花粉症との関連が懸念されています。

注：1 ミクロンは 1 ミリメートルの 1 千分の 1



第二期雫石町環境基本計画

発行 令和3年 月
岩手県雫石町町民課環境対策室
〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
TEL 019-692-6403 (直通)
FAX 019-692-1311
URL <http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>